

第109期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター(北館 地下2階)

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。株主の皆さまにおかれましては、外出自粛が要請されている状況に鑑み、本株主総会につきましては、**書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2021年6月24日(木曜日)午後5時30分まで

第109期定時株主総会招集ご通知	6
議決権行使等のご案内	8
株主総会参考書類	12
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	

〔添付書類〕

事業報告	27
連結計算書類	65
計算書類	68
監査報告書	71

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

基本理念

天機に参与する

自然の神秘を解明して人々の健康の増進に貢献するということを意味しています。*

*中国の古典「中庸」の一節をSantenが独自に解釈したもので、社名「参天」の由来でもあります。

WORLD VISION

Happiness with Vision

世界中の一人ひとりが、Best Vision Experience を通じて
それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出したい。

株主の皆さまへ

代表取締役会長

黒川 明

代表取締役社長兼
CEO

谷内 樹生



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第109期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。また、罹患された方々とご家族の皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに1日も早い回復をお祈り申し上げます。

2020年は、新型コロナウイルス感染症が全世界に拡大し、人々の暮らしや企業活動に大きな影響を及ぼしました。このような中、Santenグループでは、売上収益では日本、アジア、EMEAで市場を上回る成長を達成することにより増収となりました。一方で当期利益においては、STN2000100(DE-128)の米国における承認時期の遅延を前提とした無形資産の減損損失の計上を主な要因として減益となりました。

また、昨年度は、2010年策定の長期的な経営ビジョン「Vision2020」の最終年度でありましたが、売上収益の規模は過去十年間で約二倍となり、また、連結子会社は国内外合わせて35社、製品の販売国および地域は60以上となるなど、策定当初の想定を上回る成長を遂げることができました。

本年度より、新長期ビジョン「Santen2030」ならびにSanten2030に基づく中長期的な成長を実現するための施策として「MTP2025」をスタートいたしました。

初年度である2021年度は、国内事業の堅調見込みおよび海外事業の成長により売上収益増を見込むとともに、収益においても将来成長のための資源投下の継続と費用コントロールの強化を行うことによる経常的費用支出の抑制の両立をはかることで、持続的な利益成長を確保することを目指します。

「Vision2020」で培ったグローバル眼科企業としての強みに加え、米国への本格参入、新規イノベーションへの投資や細胞治療等新規事業領域への参入により中長期的な成長を目指します。また、目を専門とする私たちが果たすべき役割は何か、どのように社会に貢献できるのかという課題認識のもと、基盤事業である医薬品のみならず、薬に限らないソリューションの提供により、「世界中の一人ひとりが、Best Vision Experienceを通じてそれぞれの最も幸福な人生を実現する世界」の実現に取り組んでまいります。

Santenグループは、「天機に参与する」という基本理念を固持しながら、新たな長期ビジョンのもと、Social Innovatorとして、人々の目の健康に関する社会的な課題の解決を通じ、「見る」を通じた人々の幸せの実現により、目の疾患や不具合を抱える人々、医療従事者および株主さまを中心としたステークホルダーの皆さまに貢献してまいります。

引き続き、株主の皆さまのより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2021年6月

Vision2020 振り返り

- グローバルで存在感のある会社へと成長
- Santen 2030に向けてさらなる成長軌道を描き、世界の眼科医療の発展に貢献

Vision 2020 (2011-2020)



* 1 コアベース。2010年度の営業利益からマイルストーン収入を除外し計算

* 2 企業価値：時価総額 + (有利子負債残高 - 現金及び現金同等物 - 短期性有価証券) + 非支配株主持分により算出

Santen 2030 —2030年、そしてその先へ—

Santen's VISION

Become A Social Innovator

Santenは、世界中の技術や組織・人材をつなぎ、「見る」を通じて人々の幸せを実現するSocial Innovatorへ。

GOAL

眼の疾患や不具合に起因する世界中の人々の社会的・経済的な機会損失を削減することを目指す。

STRATEGY

- A Ophthalmology**
眼科医療のイノベーションと眼科医療エコシステムの発展加速
- B Wellness**
より良い眼の状態に向けた重要性認識向上とアイケアの推進
- C Inclusion**
視覚障がいの有無に関わらず交じり合い・いきいきと共生する社会の実現

中期経営計画 MTP2025

真のグローバル眼科医薬品企業への変革

強みを核とした医薬品事業のグローバルプレゼンスの確立・収益力向上を図りつつ、眼科領域の高い成長ポテンシャルの攻略に備える

基盤事業の利益率向上

- ・量拡大から質向上への転換による既存地域での利益最大化

新規領域の拡大

- ・米国の収益体制確立
- ・新規事業・新規領域*などへの参入

グローバル企業としての土台の強化

- ・製品開発能力／製品供給基盤の強化
- ・KPIに基づく事業管理

目の疾患や不具合を抱える人々、医療従事者のニーズに応え、社会課題を解決することで社会の持続的発展に貢献する。
これにより中期的な企業価値向上を目指す。

* 将来の成長分野である細胞・遺伝子治療技術、自由診療市場向け製品ならびにデジタルヘルス領域

株主各位

証券コード：4536

2021年6月3日

大阪市北区大深町4番20号
参天製薬株式会社
代表取締役社長兼CEO 谷内 樹生

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況が続いておりますため、株主の皆さまにおかれましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をご検討いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ**2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに**到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より**同日午後5時30分までに**議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2021年6月25日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
- 2 場 所** 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪ナレッジキャピタル コングレコンベンションセンター（北館 地下2階）
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席間隔を拡げることからご用意できる席数が大幅に減少いたします。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ホームページにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主さまは、本株主総会前日にあらかじめ当社ホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。
当社ホームページ (<https://www.santen.co.jp/ja/>)
- 3 目的事項** **報告事項** 1. 第109期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第109期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
- 4 招集にあたっての決定事項** 8～9頁 議決権行使等のご案内をご参照ください。

以 上

インターネットによる開示について

以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.santen.co.jp/ja/ir/document/meeting.jsp>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の新株予約権等に関する事項
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している上記事項になります。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.santen.co.jp/ja/ir/document/meeting.jsp>) に掲載させていただきます。

議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。
議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類(12～20頁)をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使のお願い



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、
2021年6月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使

議決権行使サイトにアクセスして、2021年6月24日(木曜日)
午後5時30分までにご行使ください。(行使のお手続きは次頁をご参照ください。)

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、9頁のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

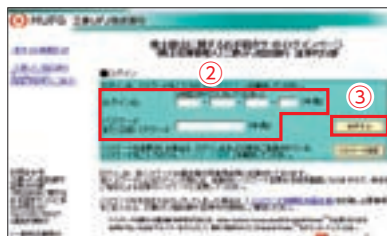
インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)をご利用いただくことによつてのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主さまのインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。)

議決権行使ウェブサイトのご利用方法



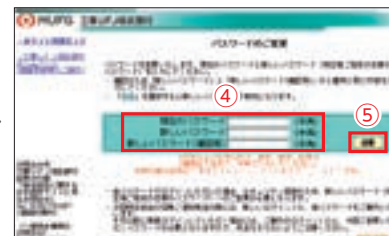
議決権行使ウェブサイトへ
アクセスする
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

① 「次の画面へ」をクリック



ログインする

- ② お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック



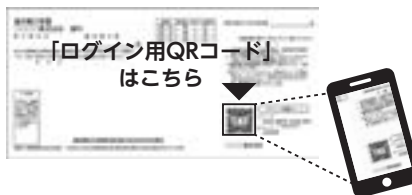
パスワードを登録する

- ④ 現在のパスワードを「現在のパスワード」入力欄へ、新しいパスワードを「新しいパスワード」入力欄と「新しいパスワード(確認用)」入力欄にそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- ⑤ 「送信」をクリック

スマートフォンでの議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の
入力が不要になりました!

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



- ▶ 確認画面が出たら「確認」をクリック
- ▶ 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

注意事項

- 書面(議決権行使書)の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2021年6月24日(木曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合わせください。
- パスワードの取扱い
 - 1.株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
 - 2.パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問合せ先 (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027 (通話料無料) ・ 受付時間 午前9時から午後9時まで

インターネットによるライブ配信についてのご案内

当日ご来場をお控えいただいた株主の皆さまがご視聴いただけるように、インターネットで株主総会の模様をライブ配信いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 配信日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

2. ご視聴の方法

- (1) ライブ配信をご覧いただくには、参加申し込みが必要です。下記URLにアクセスし、ID、パスワードを入力の上、参加申し込みをお願いします。

視聴用

ウェブサイトURL

<https://4536.v-virtual-mtg.jp>

- (2) 視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードのご入力をお願いします。

- ①ID：議決権行使書用紙に記載されている「**株主番号**」（8桁の半角数字）

※議決権行使書を投函する前に、必ずお手元にお控えください。

- ②パスワード：2021年3月末（基準日）時点における**株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」**
（ハイフンを除く7桁の半角数字）

株主番号(ID)

ログインID
9999-9999-9999
株主番号(8桁)

3. 株主総会へご出席される株主さまへのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主さまのプライバシー等に配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

4. ご視聴に関する留意事項

- (1) ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、8頁から9頁にてご案内の方法により事前に行ってくださいますようお願い申し上げます。
- (2) ご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- (3) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (4) インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (5) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (6) 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。

【お問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社

☎0120-191-060（通話料無料）

受付時間

2021年6月25日（金）午前9時から株主総会終了時刻まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の最重要事項と位置付け、中長期的な事業環境や資金需要と内部留保の水準、ならびに資本構成等を総合的に勘案し、配当を中心に、自己株式取得を補完的な手段として、還元することを基本としております。

当期の期末配当

当期の期末配当は、1株につき14円といたしたく存じます。

これにより、中間配当金（1株につき14円）を含めました年間配当金は、前期に比べて1円増配の1株につき28円となります。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金14円 総額 5,597,721,850円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の選任につきましては、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	再 任	現在の当社における地位および担当	
1	黒川 明 <small>くろがわ あきら</small>	再 任	代表取締役会長	
2	谷内 樹生 <small>たにうち しげお</small>	再 任	代表取締役社長兼CEO	
3	伊藤 毅 <small>いとう たけし</small>	再 任	取締役 専務執行役員 日本事業統括 兼 眼科事業部長	
4	大石 佳能子 <small>おおいし かのこ</small>	再 任	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役
5	新宅 祐太郎 <small>しんたく ゆうたろう</small>	再 任	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役
6	皆川 邦仁 <small>みなかわ くにひと</small>	再 任	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役

候補者番号 くろかわ あきら

1 黒川 明

再任

生年月日 1952年9月5日

所有する当社株式の数 181,480株



略歴、地位、担当

1977年 4月	当社入社	2004年 7月	常務執行役員
1997年 4月	医薬事業部長室長	2006年 6月	代表取締役社長兼COO
1997年 6月	取締役	2008年 6月	代表取締役社長兼CEO
1998年 6月	医薬事業部副事業部長	2018年 4月	代表取締役会長兼CEO
2001年 5月	医薬事業部長	2020年 4月	代表取締役会長（現任）
2001年 6月	執行役員		

取締役候補者の選任理由

黒川明氏につきましては、2008年6月から代表取締役社長兼CEO、2018年4月から代表取締役会長兼CEO、2020年4月より代表取締役会長として、経営全般の指揮を執り、持続的な企業価値向上を実現してまいりました。また、取締役会では、代表取締役会長として取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営し、各取締役の理解を得て意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 たにうち しげお

2 谷内 樹生

再任

生年月日 1973年12月10日

所有する当社株式の数 33,685株

略歴、地位、担当

1996年 4月	当社入社	2016年 4月	常務執行役員 欧州 (現EMEA) 事業統括 兼 Santen Holdings EU B.V.社長
2007年10月	アジア事業部中国事業統括室副室長	2017年 6月	取締役
2008年11月	参天製薬 (中国) 有限公司営業本部営業総監	2018年 4月	代表取締役社長兼COO
2011年 4月	アジア事業部事業企画・管理室長	2018年10月	アジア事業部長 兼 Santen Inc.社長兼CEO
2012年 4月	企画本部経営企画室長	2019年 4月	北米事業統括 兼 Santen Inc.社長兼CEO
2014年 1月	企画本部副本部長	2020年 4月	代表取締役社長兼CEO (現任)
2015年 4月	執行役員 欧州 (現EMEA) 事業統括 兼 Santen Holdings EU B.V.社長		

取締役候補者の選任理由

谷内樹生氏につきましては、当社の経営理念とその背景にある精神を理解するとともに、中国事業、経営企画、欧州事業等を経て、2015年から執行役員欧州 (現EMEA) 事業統括、2016年から常務執行役員欧州 (現EMEA) 事業統括を務め、2018年4月から代表取締役社長兼COO、2020年4月より代表取締役社長兼CEOとして企業価値向上に貢献してまいりました。また、取締役会では、社長兼CEOとして決議事項・報告事項について説明責任を果たすとともに、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献することにより、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 **いとう たけし****3** **伊藤 毅****再任****生年月日** 1959年7月16日**所有する当社株式の数** 22,075株**略歴、地位、担当**

1982年 4月	当社入社	2014年 4月	常務執行役員 医薬事業部長
1999年 7月	事業開発本部事業開発室長	2016年 4月	専務執行役員（現任）
2001年 5月	研究開発戦略統括部企画室長		日本事業担当 兼 医薬事業部長
2002年12月	研究開発本部研究開発統括部長	2017年 6月	取締役（現任）
2007年 4月	サージカル事業部長	2019年 4月	日本事業統括 兼 眼科事業部長（現任）
2012年 4月	執行役員 医薬事業部医薬営業統括部長		

取締役候補者の選任理由

伊藤毅氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、研究開発、サージカル事業、医薬事業等を経て、2012年から執行役員、2014年から常務執行役員医薬事業部長、2016年から専務執行役員日本事業担当兼医薬事業部長、2019年から専務執行役員日本事業統括兼眼科事業部長を務め企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献するとともに、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号 おお い し か の こ
4 大石 佳能子

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1961年3月24日

所有する当社株式の数 0株

在任年数 6年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回(100%)

略歴、地位、担当

1993年 1月	マッキンゼー・アンド・カンパニー パートナー	2010年 6月	アステラス製薬株式会社 社外取締役
2000年 6月	株式会社メディヴァ設立 同社 代表取締役 (現任)	2015年 6月	当社 社外取締役 (現任)
2000年 7月	株式会社西南メディヴァ (現 株式会社シーズ・ワン) 設立 同社 代表取締役 (現任)	2015年 6月	江崎グリコ株式会社 社外取締役 (現任)
2004年 8月	医療法人社団プラタナス設立 同総事務長 (現任)	2015年 6月	スルガ銀行株式会社 社外取締役
		2016年 3月	株式会社資生堂 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社メディヴァ代表取締役 株式会社シーズ・ワン代表取締役 江崎グリコ株式会社社外取締役
株式会社資生堂社外取締役

社外取締役候補者の 選任理由および 期待される役割

大石佳能子氏につきましては、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識や経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって6年間であります。

その他特記事項

当社は、大石佳能子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。



候補者番号 しんたく ゆうたろう

5 新宅 祐太郎

再任

社外取締役
候補者

独立役員



生年月日 1955年9月19日

所有する当社株式の数 0株

在任年数 4年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回(100%)

略歴、地位、担当

2005年 6月	テルモ株式会社 執行役員	2010年 6月	同社 代表取締役社長CEO
2006年 6月	同社 取締役 執行役員 心臓血管グループ長	2017年 4月	同社 取締役顧問
2007年 6月	同社 取締役 上席執行役員 研究開発センター管掌 兼 知的財産統轄部管掌 兼 法務室管掌	2017年 6月	同社 顧問
		2017年 6月	株式会社J-オイルミルズ 社外取締役(現任)
		2017年 6月	当社 社外取締役(現任)
2009年 6月	同社 取締役 常務執行役員 経営企画室長 兼 国際統轄部統轄 兼 人事部管掌 兼 経理部管掌	2018年 3月	株式会社クボタ 社外取締役(現任)
		2018年 4月	一橋大学大学院経営管理研究科 客員教授
		2019年 4月	同大学院経営管理研究科 特任教授(現任)
		2019年 9月	株式会社構造計画研究所 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況 株式会社J-オイルミルズ社外取締役 株式会社クボタ社外取締役
一橋大学大学院経営管理研究科特任教授 株式会社構造計画研究所社外取締役

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割 新宅祐太郎氏につきましては、大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって4年間であります。

その他特記事項 当社は、新宅祐太郎氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

株主総会参考書類

候補者番号 みなかわ くにひと

6

皆川 邦仁

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1954年8月15日

在任年数 3年(本株主総会終結時)

所有する当社株式の数 2,000株

取締役会への出席状況 14/14回(100%)

略歴、地位、担当

1997年10月	Ricoh Americas Corporation シニア・バイス・プレジデント 兼CFO	2012年 4月	株式会社リコー 常務執行役員 経理本部長
2010年 4月	株式会社リコー 執行役員 経理本部長	2013年 6月	同社 常勤監査役
2010年 6月	リコーリース株式会社 社外監査役	2017年 6月	ソニー株式会社 社外取締役
		2018年 6月	当社 社外取締役 (現任)
		2019年 4月	金融庁 公認会計士・監査審査会 委員 (現任)
		2020年 7月	日本板硝子株式会社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況 金融庁公認会計士・監査審査会委員
日本板硝子株式会社社外取締役

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割 皆川邦仁氏につきましては、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験、ならびに、財務および監査に関する幅広い見識および実務経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって3年間であります。

その他特記事項 当社は、皆川邦仁氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。



- (注) 1. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
- (1) 大石佳能子氏が2015年6月から2018年6月まで社外取締役を務めていたスルガ銀行株式会社は、2018年10月に金融庁よりシェアハウス向け融資およびその他不動産融資に関する不正行為、顧客の利益を害する業務運営、ならびにファミリー企業に対する不適切な融資等の問題を指摘され、行政処分（業務の一部停止命令および業務改善命令）を受けました。同氏は、上記事実が判明するまで当該事実を認識しておらず、第三者委員会の調査報告書において法的責任は認められないと報告されております。また、同氏は、同社の社外取締役として日頃から法令等遵守の視点に立った助言を行い、同社の法令遵守について注意喚起をしていました。上記事実の判明後は、同社取締役会において、これらの事実関係を究明し、コンプライアンスをさらに強化・徹底することおよびこのような事態の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を適切に遂行し、同社の信頼回復に努めました。
 - (2) 新宅祐太郎氏が2018年3月から社外取締役を務めております株式会社クボタは、鋼板等の生産設備で使用する消耗部品（圧延用ロール）の検査成績書に関する不適切行為が行われていたことを2018年9月に公表いたしました。同氏は、当該問題が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より取締役会等でコンプライアンス、法令遵守の視点に立った提言を行ってまいりました。当該事実の認識後は、徹底した原因の究明や再発防止、検査体制の見直しを指示するなどその責務を果たしております。
2. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第27条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である大石佳能子、新宅祐太郎および皆川邦仁の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、本議案において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- 本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（50頁）に記載のとおりです。

以上

1. 取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続

① 取締役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において取締役候補者の選任について審議し、その結果の提言を受けた取締役会が取締役候補者を決定しております。指名委員会の審議におきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、社内取締役については、卓越した専門性を有すること、経営の視点に立って意思決定に参画し、執行を監督できることなどを選任の指針としており、社外取締役については、企業経営の経験の有するか、あるいは企業経営に関する専門的な見識を有することによって、取締役会の議論の質の向上に貢献することができること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを選任の指針としております。

② 監査役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役候補者として推薦された者について、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が監査役候補者として決定しております。監査役会が同意するにあたりましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、社内監査役については、倫理観・公正観を有していること、いずれかの領域で高い職務遂行経験を有することなどを判断の指針としており、社外監査役については、学術、法曹、会計または経営の経験があり、それぞれの分野で豊富な経験と知識ならびに高い専門性を有していること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを判断の指針としております。

2. 社外取締役および社外監査役の独立性基準

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ならびに経営の透明性および客観性の向上の観点から、社外取締役および社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という）と当社および当社の関係会社（以下、あわせて「Santenグループ」という）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めております。

- ① 過去、Santenグループの取締役、監査役または従業員でないこと。
- ② 過去3年以内に、個人または法人を問わず、Santenグループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと。
- ③ 過去3年以内にSantenグループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、Santenグループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。
- ④ Santenグループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、または当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。
- ⑤ Santenグループのメインバンク、主幹事証券会社または主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。
- ⑥ Santenグループの役員、または上記①～⑤のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
- ⑦ その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項または社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

取締役会実効性評価結果

当社の取締役会は、取締役会の役割・機能を更に向上させることを目的に、2020年度の実効性について評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

(評価方法)

まず、以下の項目について取締役・監査役に対する評価アンケートを実施いたしました。各設問毎に4段階で定量評価するとともに、自由記述形式でのコメントも記入できる形式となっています。その上で、アンケートでの回答内容をさらに深く理解するため、社外取締役および社外監査役全員への個別インタビューを行い、これらを踏まえて2021年3月に開催された取締役会において評価結果を議論いたしました。

[アンケートにおける大項目]

- ・ 経営の意思決定機能
- ・ 経営の監督機能
- ・ 社外取締役へのサポート体制

(結果の概要)

当社取締役会は、2020年度の実効性が確保されていると評価いたしました。その理由はアンケート評点の全体平均が「概ねできている」との評価であると共に、設問項目毎の評点においても「できている」「概ねできている」との回答が高い割合を占めたためです。とりわけ以下の項目については、アンケートおよび個別インタビューにおいて高い評価を得ました。

- ・ 取締役の構成についてバランスがとれている。
- ・ 社外取締役の意見を取り入れる風土等、多角的かつ自由闊達な意見交換を行う環境が整っており、かつ実行されている。
- ・ 社外取締役に対する情報提供が積極的且つ適切に行われている。

また、以下の項目については向上が見られると評価されました。

- ・ 取締役会において審議すべき重要な事項について、適切な時間を確保し十分な議論が行えている。
- ・ 決議した案件について、その後の経過のモニタリングが適切に行えている。

これらは、従前からの取組みに加え、昨年度の実効性評価において課題と認識し改善に取り組んだ結果が寄与したものと認識しています。

具体的には、取締役会における充実した審議のために、重要な戦略案件、研究開発案件については、任意の委員会である戦略審議委員会での中長期戦略及び事業・開発ポートフォリオ議論と取締役会に付議される個別議案の有機的な連携を図ると共に、個別案件の全体戦略における位置づけの明確化、論点整理に取り組みました。また、取締役会で決議した案件を着実に成果につなげるためのモニタリングを定期的且つ継続的に行う仕組みを導入するとともに、内部統制システムの構築に関してはCSR・コンプライアンス等重要項目に関する報告の充実を図りました。

(今後の取組み)

一方で、さらに実効性を高めるべく、取締役会における意思決定の質をさらに高め、同時に監督機能も強化していくための継続的な取組みの必要性も議論され、以下のとおり、具体的な課題および改善に向けての取組内容が確認されました。

・リスク評価に関する議論のさらなる充実

当社が、Santen2030及び新たな中期経営計画に基づき、今後よりグローバルかつ眼科領域において広範囲に事業を拡大していくことにより、過去の経験の蓄積のない分野への挑戦を伴うことに鑑み、適切なリスクテイクを伴った意思決定の上でリスク側面の評価をさらに充実させることが重要であるとの課題認識から、以下のとおり取組むことといたしました。

- ✓ 未経験の投資案件における達成目標の明確化、リスク評価過程における外部アドバイザーの活用の強化等により、客観的かつ多角的なリスク評価の実施
- ✓ 執行側におけるリスク評価、対策に関する議論の取締役会への確実なフィードバック
- ✓ 資本コスト等客観的な財務指標を用いた評価の徹底

・研究開発案件へのモニタリング強化

上述のとおりモニタリングについては基本的な枠組みが整えられつつあることから、この取組みを継続発展させていくことが原則となりますが、特に長期に渡りかつ高度に専門的である研究開発案件のモニタリングに改善の余地があるとの認識から、以下のとおり取組むことといたしました。

- ✓ 投資採算性を含む長期的な視点での進捗確認の強化

・社外取締役に対する内外のステークホルダーの状況共有

当社が今後直面する社内外の様々な環境変化において、社内外のステークホルダーの状況をタイムリーに社外取締役と共有することは、適切な意思決定、監督の両側面から極めて重要なこととの認識から、以下のとおり取組むことといたしました。

- ✓ 株主様の声、反応の執行から社外取締役への速やかな報告共有
- ✓ 社内の営業、生産、開発等の現場と社外取締役との接点機会の増加

今年度は、主な取組課題として以上の3点に注力するとともに、取締役会実効性向上のための施策検討を継続してまいります。

当社が内外の変化に対応し継続的に企業価値を高め、Santen2030及び中期経営計画を完遂するためには、取締役会を始めとするガバナンスの向上が不可欠と考えております。

本評価結果に基づき、引き続き取締役会機能の向上に取り組んでまいります。

取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、その取締役・監査役候補者の指名において、①取締役会においてその出席者である取締役及び監査役が、経営戦略の妥当性、実現にあたってのリスク等を多面的に審議すると共に、その執行状況を適切に監督すること、並びに、②監査役会が、取締役会および執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、その機能を十分に発揮すること、の両面をもって、持続的な企業価値向上に向けた実効性のあるガバナンス体制を確立することが重要と考えています。

一方、当社は、WORLD VISION [Happiness with Vision] および新長期ビジョン [Santen 2030] の下、医療関係者や患者さんに寄り添い、製薬の枠を超えたSocial Innovatorとして革新的な価値を提供することで、目を通じた社会課題の解決に取り組んでおります。また、これらの取組みにおいては、国・地域により異なる眼科医療ニーズを踏まえ、幅広く世界の人々に貢献できるよう、グローバルにリーダーシップを発揮してまいります。

当社は、企業戦略の立案・実行、適切な経営管理に加え、上述の当社理念・目指す事業の方向性に鑑み、下表の知識・経験・能力を特に重要と考えております。ライフサイエンス事業及びグローバルな視点に加え、今後も、ESG・社会貢献に関する領域等にもさらに力点を置いてまいります。取締役・監査役の登用においては、多角的な観点で経営に助言、監督が行えるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる人材を登用することでバランスと多様性を確保し、一切の制約を設けず人物本位を重視していきます。また、議論の客観性を担保するための社内・社外取締役のバランスに配慮するとともに、とりわけ監査役会については、監査の独立性・中立性を高めるため過半数を独立性基準を満たす社外監査役としています。

取締役・監査役 (現任・候補者含む)		企業経営	ライフサイエンス事業	医療現場・患者様理解	グローバルリーダーシップ	財務・会計	法務・リスク管理	ESG・社会貢献
取締役	黒川 明 (代表取締役)	●	●	●				
	谷内 樹生 (代表取締役)	●	●		●			
	伊藤 毅 (取締役)		●	●				
	大石 佳能子 (社外取締役)	●		●				●
	新宅 祐太郎 (社外取締役)	●	●		●			
	皆川 邦仁 (社外取締役)				●	●	●	
監査役	井阪 広 (常勤監査役)		●	●				
	宮坂 泰行 (社外監査役)					●	●	
	安原 裕文 (社外監査役)	●			●	●		
	伊藤 ゆみ子 (社外監査役)				●		●	●

* 各人保有スキルのうち、とりわけ強みのあるもの／当社事業との関連性が強いものを2～3個(最大3個)記載しています。

単独株式移転による持株会社体制への移行および決算期（事業年度の末日）の変更の延期

当社は、2022年4月1日を目途に持株会社体制への移行、ならびに2022年1月1日付での決算期（事業年度の末日）変更（以下、「本件」）を予定していましたが、2021年5月11日開催の取締役会において、延期することを決議しました。

本件延期の理由

当社は、長期ビジョンを着実に実行すべく、地域軸・事業軸ともに広がりつつある事業群を機動的に束ね、スピーディで効率的な戦略実行を可能とする経営・組織体制の構築・強化を目的に、本件に関する準備を進めてきました。しかしながら、STN2000100（DE-128、PRESERFLO MicroShunt）の開発状況等に起因する減損損失の計上を機に、経営環境の短期的変化等を総合的に勘案した結果、当面、現行の法人体制および決算期を変更することなく、足元の業績の着実な成長、ならびに次期中期経営計画に沿った事業価値最大化に経営資源を集中させることが適切であると判断し、本件を延期することといたしました。

本件の新たな実施時期については、経営環境等を踏まえ引き続き検討していきます。また、現行の枠組みの中で、事業および組織のグローバル化、グループガバナンスの強化は引き続き推進していきます。

ご参考

ご参考

1 日本基準とIFRSの主な差異

日本基準とIFRSには以下のような差異があります。

表示科目

<日本基準>	<IFRS>
売上高	売上収益
営業利益	営業利益
金融関連以外の 営業外損益	
特別損益	
当期純利益	当期利益
親会社株主に 帰属する当期純利益	親会社の所有者に 帰属する当期利益

詳細項目

■ 製品・技術の導入に伴う支払

<日本基準>	<IFRS>
<p>当局承認以前の支払 → 全額費用化</p> <p>当局承認以降の支払 → 資産計上</p> <p>発売開始、使用開始時点から、主に特許期間・契約期間にわたって償却</p>	<p>当局承認以前の支払 当局承認以降の支払 → 資産計上</p> <p>発売開始、使用開始時点から、主に特許期間・契約期間にわたって償却</p> <p>回収不能と判断された時点で減損</p>

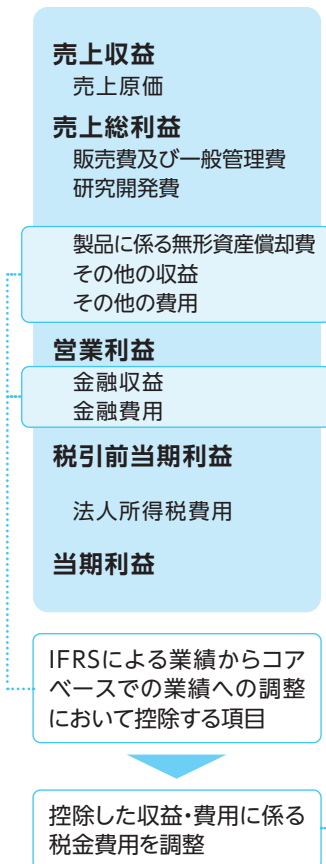
■ のれん

<日本基準>	<IFRS>
一定期間で償却	償却せず

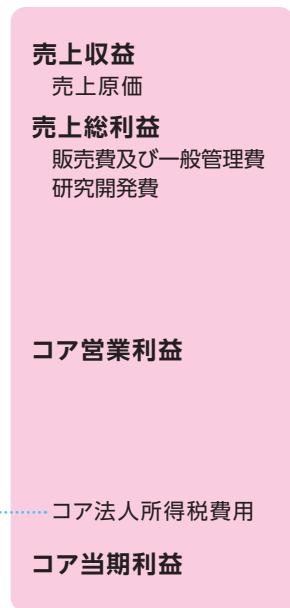
2 「コアベース」の定義

Santenグループでは、IFRS導入を機に、IFRSによる業績から一部の収益・費用を控除したコアベースでの財務情報を経常的な業績を示す指標として開示します。

<IFRS(フル)ベース>



<コアベース>



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 経営の基本方針

Santenグループ*は、2020年までの長期的な経営ビジョン「Vision2020」において「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、研究開発活動や事業開発などへの成長投資を積極的に実施するとともに、高い市場成長が見込まれるアジア、EMEAでの事業展開を積極的に推進してきました。

「Vision2020」の実現に向けては、①真の顧客ニーズに対応する製品を迅速に創出、②国内事業の新たな事業展開への変革、③アジアへの積極展開とEMEA・米国への参入、④グローバルな製品供給・信頼性保証体制の確立、⑤創造と革新を担う人材と組織力強化を5つの道筋と定め、中期経営計画において具体的な活動プランを立案・実行してきました。

創業130周年を迎えた当期において、眼科領域におけるスペシャリティ・カンパニーとして、世界の人々の目の健康に関する社会的な課題の解決において無くてはならない存在であり続けるため、2030年とその先の世界を見据え、新たな長期ビジョンを策定しました。

Santenグループが目指す理想の世界「WORLD VISION」と、その実現を目指し、2030年とその先にSantenグループのありたい姿を示した「Santen's VISION」、そしてそのための「STRATEGY」および「GOAL」から構成される「Santen 2030」を掲げています。Santenグループは、「天機に参与する」という基本理念を固持しながら、新たな長期ビジョンのもと、Social Innovatorとして、人々の目の健康に関する社会的な課題の解決を通じ、「見る」を通じた人々の幸せの実現に貢献してまいります。

※当社 (Santen) および当社の関係会社

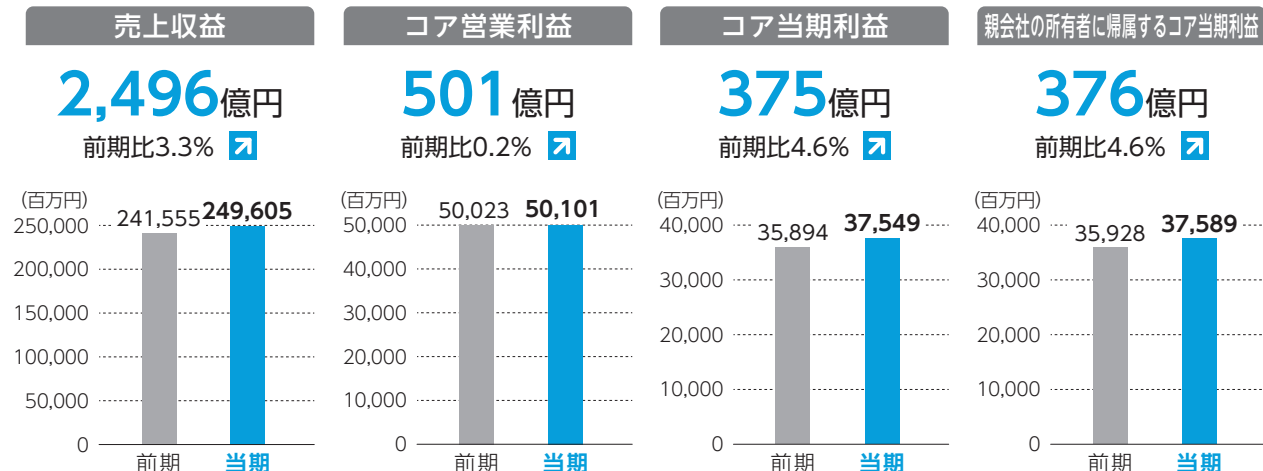
(2) 事業の経過およびその成果

①業績の状況

世界の眼科薬市場は、ここ数年堅調な伸びを示しており、特に最大市場である米国では継続的に力強い市場拡大基調を示しています。

また、日本、アジア地域、欧州諸国は直近の傾向は前年同水準ですが、日本は米国に次ぎ世界第二位の市場規模を維持しています。

このような市場環境の下、当期の業績は、次のとおりとなりました。



(ア) コアベース^{※1}

(単位：百万円)

	前期	当期	対前期増減率
売上収益	241,555	249,605	3.3%
コア営業利益	50,023	50,101	0.2%
コア当期利益	35,894	37,549	4.6%
親会社の所有者に帰属する コア当期利益	35,928	37,589	4.6%

〔売上収益〕

前期と比べ3.3%増加し、2,496億円となりました。

主力の医療用医薬品事業は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の環境下でも堅調に推移し、前期と比べ4.5%増加し、2,347億円となりました。地域別には、日本、中国、アジアで継続的に売上伸長しています。

売上収益の内訳は次のとおりです。

上段：金額

下段：対前期増減率、() は為替影響を除いた対前期増減率

(単位：百万円)

	日本	中国	アジア	EMEA	米州	合計
医療用医薬品	155,807 4.7% (-)	23,275 4.6% (4.8%)	16,808 4.3% (5.2%)	36,786 0.4% (△2.0%)	2,011 173.7% (181.5%)	234,687 4.5% (4.2%)
一般用医薬品	9,058 △22.7%	-	352 12.7%	-	-	9,410 △21.8%
医療機器	2,926 △8.0%	1	-	1,110 230.8%	- △100.0%	4,037 14.8%
その他	1,343 4.8%	72 3.7%	56 △21.1%	-	-	1,471 3.4%
合計	169,133 2.5%	23,349 4.6%	17,216 4.4%	37,896 2.5%	2,011 173.5%	249,605 3.3%

(注) 外部顧客に対する売上収益を表しています。

顧客の所在地をもとに国または地域に分類しています。なお、アジアには中国を含んでいません。EMEAは、欧州、中東およびアフリカです。

※1 Santenグループでは2015年3月期のIFRS適用を機に、IFRSによる業績（「IFRS（フル）ベース」）から一部の収益および費用を控除した「コアベース」での財務情報を経常的な業績を示す指標として開示しています。IFRS（フル）ベースによる業績からコアベースでの業績への調整において控除する以下の収益および費用とそれらに係る法人所得税費用を調整し、コアベースを算出しています。

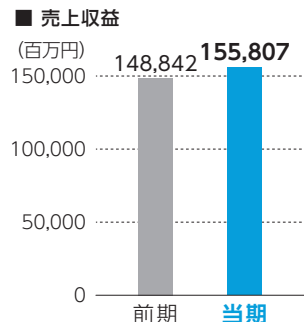
- ・製品に係る無形資産償却費
- ・その他の収益
- ・その他の費用
- ・金融収益
- ・金融費用
- ・持分法による投資損益
- ・販売費及び一般管理費のうち企業買収などに係る一過性費用

医療用医薬品

■ 日本

売上収益 **1,558**億円 (前期比 4.7% )

前期と比べ4.7%増加し、1,558億円となりました。「アレジオン点眼液」については高濃度で効果の持続性が長い「アレジオンLX点眼液」を2019年11月に上市したこと、同年9月に田辺三菱製薬株式会社と締結した共同販売促進契約に基づく活動の効果により前期と比べ31.4%増加しました。また、当期において、「アイリーア硝子体内注射液^{*2}」のプレフィルドシリンジ製剤である「アイリーア硝子体内注射用キット」を発売しました。なお、主力製品の売上は次のとおりです。



・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域

「タプロス点眼液」	87億円 (対前期増減率	△ 4.5%)
「タプコム配合点眼液」	26億円 (対前期増減率	+ 3.3%)
「コソプト配合点眼液」	69億円 (対前期増減率	△10.1%)
「エイベリス点眼液」	25億円 (対前期増減率	+54.4%)

・ 角結膜疾患治療剤領域

「ジクアス点眼液」	123億円 (対前期増減率	△13.8%)
-----------	---------------	---------

* 2020年の薬価改定で市場拡大再算定を受け前期と比べ減少しましたが、数量ベースでは増加しています。

・ 抗アレルギー点眼剤領域

「アレジオン点眼液 ^{*3} 」	327億円 (対前期増減率	+31.4%)
---------------------------	---------------	---------

・ 網膜疾患治療剤領域

「アイリーア硝子体内注射液 ^{*2} 」	645億円 (対前期増減率	+ 7.2%)
-------------------------------	---------------	---------



アレジオンLX点眼液

※2 製造販売元であるバイエル薬品株式会社とのコ・プロモーション製品です。

※3 アレジオンLX点眼液を含みます。

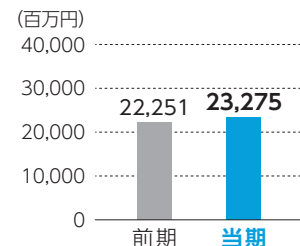
中国

売上収益 **233**億円 (前期比 4.6% )

円換算ベースで前期と比べ4.6%増加し（為替影響を除いた成長率は+4.8%）、233億円となりました。なお、クラビット点眼液は、当期より集中購買による影響を受けつつも、私立病院や薬局など他のチャネルでの拡販に注力しています。なお、主力製品の売上は次のとおりです。

- 角結膜疾患治療剤領域
「ヒアレイン点眼液」 93億円 (対前期増減率 +17.9%)
- 眼感染症治療剤領域
「クラビット点眼液」 79億円 (対前期増減率 △16.6%)

■ 売上収益



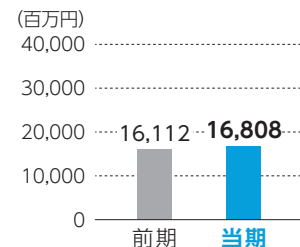
アジア (中国除く)

売上収益 **168**億円 (前期比 4.3% )

円換算ベースで前期と比べ4.3%増加し（為替影響を除いた成長率は+5.2%）、168億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

- 緑内障・高眼圧症治療剤領域
「タプロス点眼液」 19億円 (対前期増減率 + 0.8%)
「タプコム配合点眼液」 5億円 (対前期増減率 +42.6%)
「コンプト配合点眼液」 45億円 (対前期増減率 +10.1%)

■ 売上収益



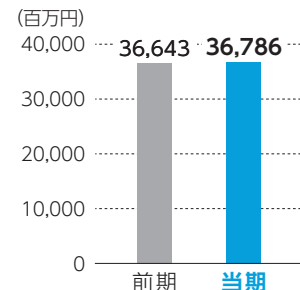
EMEA

売上収益 **368**億円 (前期比 0.4% )

円換算ベースで前期と比べ0.4%増加し（為替影響を除いた成長率は△2.0%）、368億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

- 緑内障・高眼圧症治療剤領域
「タプロス点眼液」 67億円 (対前期増減率 + 3.2%)
「タプコム配合点眼液」 29億円 (対前期増減率 +15.4%)
「コンプト配合点眼液」 95億円 (対前期増減率 + 2.2%)
「トルソプト点眼液」 28億円 (対前期増減率 + 4.9%)
- 角結膜疾患治療剤領域
「Ikervis (アイケルビス)」 36億円 (対前期増減率 +16.9%)

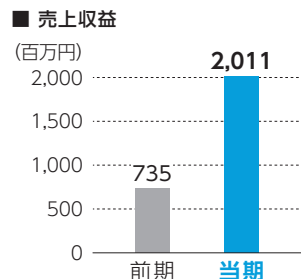
■ 売上収益



■ 米州

売上収益 **20**億円

円換算ベースで20億円となりました。なお、米州の売上収益に含まれる、第2四半期に買収したEyevance Pharmaceuticals Holdings Inc.（米国）の売上収益は10億円です。

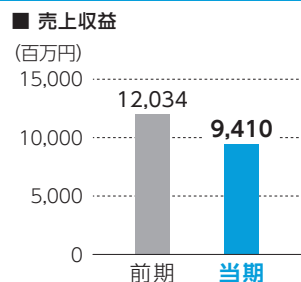


■ 一般用医薬品

売上収益 **94**億円 (前期比 21.8% )

前期と比べ21.8%減少し、94億円となりました。

インバウンド需要の減退などにより減収となりましたが、「サンテボーティエシリーズ」、新「サンテメディカルシリーズ」、「ソフトサンティアシリーズ」などの高価格帯品に引き続き注力しています。なお、当期においては、ヒアレイン点眼液0.1%のスイッチOTC医薬品「ヒアレインS」を発売しました。



■ 医療機器

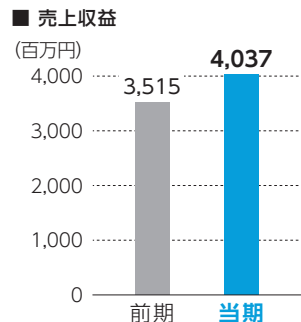
売上収益 **40**億円 (前期比 14.8% )

前期と比べ14.8%増加し、40億円となりました。

眼内レンズの「レンティス コンフォート」と「エタニティ」シリーズの普及促進活動に注力しています。



レンティス コンフォート



その他

その他の売上収益は15億円となりました。サプリメント製品の販売、株式会社クレール（連結子会社）での無塵・無菌服のクリーニング業によるものです。

〔コア営業利益〕

売上総利益は、前期と比べ3.2%増加し、1,514億円となりました。
販売費及び一般管理費は、前期と比べ5.2%増加し、772億円となりました。
研究開発費は、前期と比べ3.3%増加し、241億円となりました。

以上により、コアベースでの営業利益は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で経営環境が不安定な状況下であっても、前期と比べ0.2%増加し、501億円となりました。

（イ）IFRS（フル）ベース

（単位：百万円）

	前 期	当 期	対前期増減率
売 上 収 益	241,555	249,605	3.3%
営 業 利 益	33,535	12,917	△61.5%
当 期 利 益	21,714	6,645	△69.4%
親会社の所有者に帰属する 当 期 利 益	23,618	6,830	△71.1%

〔売上収益〕

コアベースからの調整はありません。

〔営業利益〕

売上総利益について、コアベースからの調整はありません。

IFRS(フル)ベースの販売費及び一般管理費は、前期と比べ8.4%増加し、796億円となりました。コアベースの販売費及び一般管理費に加え、Eyevance Pharmaceuticals Holdings Inc. (米国) の買収および統合業務、ならびに、持株会社体制への移行・決算期の変更に係る一過性の費用等が24億円発生しました。

研究開発費は、コアベースからの調整はありません。

製品に係る無形資産償却費は、前期と比べ0.2%増加し、99億円となりました。これは主に、Merck & Co., Inc. (米国) から2014年に譲り受けた眼科製品に関する無形資産、2015年より欧州で販売を開始した「Ikervis (アイケルビス)」に関する無形資産、ならびに2016年のInnFocus, Inc. (米国) 買収に伴い取得したSTN2000100 (DE-128、PRESERFLO MicroShunt) に関する無形資産 (2019年4月より償却開始) の償却によるものです。

その他の収益は、160億円となりました。これは主に、STN2000100 (DE-128、PRESERFLO MicroShunt) を開発するInnFocus, Inc. (米国) 買収時に負債計上した条件付対価の公正価値 (時間的価値以外) について、米国における承認時期の遅延を前提に見直しを行った結果、帳簿価額が変動したことによるもの (戻入益) です。

その他の費用は、409億円となりました。これは主に、InnFocus, Inc. (米国) に係る無形資産 (のれんおよび開発製造販売権) について、米国における承認時期の遅延を前提に資産価値の見直しを行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで減損したことによるものです。

これらにより、IFRS (フル) ベースの営業利益は、前期と比べ61.5%減少し、129億円となりました。

〔当期利益〕

金融収益は、13億円となりました。これは主に、保有する投資有価証券に係る受取配当金によるものです。

金融費用は、15億円となりました。これは主に、InnFocus, Inc. (米国) 買収に伴う条件付対価の公正価値変動額のうち時間的価値の変動によるものです。

持分法による投資損失は、4億円となりました。これはVerily Life Sciences LLC (米国) との合併会社であるTwenty Twenty Therapeutics LLC (米国) の損益のうち、当社の持分に帰属する金額を計上したものです。

法人所得税費用は、前期より46億円減少し、58億円となりました。これは主に、試験研究費の税額控除適用額の増加に伴う当期税金費用の減少、開発製造販売権の減損損失計上に伴う繰延税金負債の取り崩し、および上述のIFRS (フル) ベースの営業利益の減少に伴う税引前当期利益の減少によるものです。

これらにより、当期利益は、前期と比べ69.4%減少し、66億円となりました。

〔親会社の所有者に帰属する当期利益〕

親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期と比べ71.1%減少し、68億円となりました。売上収益に対するその比率は、2.7%となりました。

②その他の活動状況

〔研究開発活動〕

<緑内障・高眼圧症領域>

プロスタグランジンF₂α誘導体およびβ遮断剤の配合剤STN1011101 (DE-111A、一般名：タフルプロスト／チモロールマレイン酸塩) は、中国で2019年1月に第Ⅲ相試験を開始しました。

EP2受容体作動薬STN1011700 (DE-117、一般名：オミデネパグ イソプロピル) は、米国で2020年11月に販売承認を申請しました。日本では2018年11月に発売しました。アジアでは、順次販売承認を申請しており、韓国で2021年2月に発売しました。

FP/EP3受容体デュアル作動薬STN1012600 (DE-126、一般名：sepetaprost) は、米国で2020年12月に追加の第Ⅱ相試験を開始しました。日本では、後期第Ⅱ相試験を完了しています。

緑内障用デバイスSTN2000100 (DE-128) は、米国で2020年6月に市販前承認 (PMA) の段階の申請を完了し、2021年2月末に米国食品医薬品局 (FDA) から審査に関するフィードバックを受け、以降協議を実施しています。欧州では、2019年4月に発売しました。韓国で2020年3月に販売承認を申請以降、アジアで順次申請しています。カナダで、2021年3月に販売承認を取得しました。

プロスタグランジンF₂α誘導体の乳化点眼剤STN1013001 (DE-130A、一般名：ラタノプロスト) は、欧州およびアジアで2019年4月に第Ⅲ相試験を開始しました。

ROCK阻害剤STN1013900 (AR-13324、一般名：netarsudil dimesylate) は、日本で2020年11月に第Ⅲ相試験を開始しました。

<角結膜疾患（ドライアイを含む）領域>

ドライアイを対象とするSTN1008903 (DE-089C、一般名：ジクアホソルナトリウム) は、日本で第Ⅲ相試験を終了しました。

<網膜・ぶどう膜疾患領域>

ぶどう膜炎を対象とするSTN1010900 (DE-109、一般名：シロリムス) は、米国で2018年12月に追加の第Ⅲ相試験を開始しました。

<その他疾患領域>

近視を対象とするSTN1012700 (DE-127、一般名：アトロピン硫酸塩) は、アジアで2020年4月に第Ⅱ相試験を終了しました。日本では、2019年8月に第Ⅱ／Ⅲ相試験を開始しました。

白内障手術後無水晶体眼に挿入する乱視用（トーリック）眼内レンズMD-16は、日本で2020年11月に発売しました。

※開発コードの附番方法変更に伴い、新開発コード (STNXXXXXX) および既存開発コード (DE-XXX) を併記しています。なお、AR-13324はAerie Pharmaceuticals, Inc.での開発コードです。

ご参考 | 開発パイプライン

主要臨床プロジェクト状況一覧

疾患領域	プロジェクト名	一般名	地域	開発ステージ					
				フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	申請	承認	発売
緑内障・ 高眼圧症	STN1011101 / DE-111A	タフルプロスト/ チモロールマレイン酸塩	中国						
	STN1011700 / DE-117	オミデネパグ イソプロピル	米国						
			日本						
			アジア						
	STN1012600 / DE-126	sepetaprost	米国						
			日本		フェーズ2b				
	STN2000100 / DE-128	緑内障用デバイス	米国						
			欧州						
			アジア						
			その他						
STN1013001 / DE-130A (Catioprost)	ラタノプロスト	欧州							
		アジア							
STN1013900 / AR-13324	netarsudil dimesylate	日本							
角結膜疾患 (ドライアイ を含む)	STN1008903 / DE-089C	ジクアホソルナトリウム	日本						
網膜・ ぶどう膜 疾患	STN1010900 / DE-109	シロリムス	米国						
			日本						
			欧州						
			アジア						
その他疾患	STN1012700 / DE-127	アトロピン硫酸塩	日本			フェーズ2/3			
			アジア						
	MD-16	眼内レンズ	日本						

(3) 設備投資および資金調達の状況

当期の設備投資額は、113億円となりました。拡大を続ける需要に対し、安定供給のための生産能力確保を目的として、滋賀プロダクトサプライセンター敷地内に医療用点眼薬製造棟の増設、ならびに中国の現地法人「参天製薬（中国）有限公司」の新工場にかかる投資を開始しました。今後、見込まれる市場成長に対し、早期にキャパシティを構築することで、グローバルでの競争優位を確立し、さらなる事業の成長に繋げていきます。また、事業のグローバル展開を支え、業務標準化と抜本的な生産性向上を目的として、次世代ERPへの投資等を継続しています。

資金調達については、事業開発活動における投資機会の最大化のための効率的な資金調達を目的として、2020年3月に株式会社三菱UFJ銀行とコミットメント期間を4年、貸付期間を最大10年とする総額300億円の実行可能期間付タームローン契約を締結しています。なお、当期の借入実行額はありません。

(4) 重要な企業結合の状況

当社とEyevance Holdings LLC（米国）は、当社子会社のSanten Holdings U.S. Inc.が同子会社のEyevance Pharmaceuticals Holdings Inc.（米国）の発行済株式の全てを取得する買収契約を締結し、米国時間の2020年9月16日に完了しました。

当社は、本買収を通じて米国での事業基盤を早期に確立し、より多くの患者さんのニーズに真摯に向き合い、さらなる価値を提供します。同時に、米国へのアクセス、そしてプレゼンスを獲得することで、グローバルにおける事業展開を加速させ、眼科医療への一層の貢献とさらなる成長を目指します。

(5) 対処すべき課題

①環境認識

世界では、少なくとも22億人が視力障がいや失明に至っており、そのうち10億人以上は未治療、もしくは未然に防ぐことができなかったとされています。アジアを中心とした世界的な人口増加や高齢化に加え、世界各国の経済発展により、加齢や生活習慣病による目の疾患はますます増加することが予想されます。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によって社会におけるITツールの浸透が加速したことも影響し、長時間のデジタル機器使用に起因する目のストレスや近視等、何らかの支障をきたす人はこれまで以上に増えることが懸念されます。

一方、ライフサイエンス業界においても、この10～20年で大きな変化が見込まれています。より個人にカスタマイズされたサービスや、人々の健康・ウェルネスへの関心の高まり、AI・IoT・自動化等の技術革新、さらには細胞・遺伝子・電子デバイス等、目の課題に対する新たなソリューションが期待されています。

このような環境変化に鑑み、Santenグループは世界における目の社会課題にいかに対峙すべきか、目を専門とする私たちが果たすべき役割は何か、どのように社会に貢献できるのかという課題認識のもと、新長期ビジョンを策定しました。

②新長期ビジョン「Santen 2030」

Santen 2030は、Santenグループが目指す理想の世界「WORLD VISION」の実現を目指し、2030年とその先に向けてSantenグループのありたい姿を示した「Santen's VISION」、そしてそのための「STRATEGY」、および「GOAL」から構成されます。

Santen's VISION

：WORLD VISIONの実現を目指し、2030年とその先に向けてSantenグループのありたい姿



Become A Social Innovator

Santenは、世界中の技術や組織・人材をつなぎ、「見る」を通じた人々の幸せを実現するSocial Innovatorへ。

Santenグループは、眼科領域での強みに加え、世界中の技術や組織・人材をつなぎ、社会に価値あるイノベーションをもたらすことで、「見る」を通じた人々の幸せを実現するSocial Innovatorとなることを目指します。

STRATEGY

：Social Innovatorとしての3つの戦略



A. Ophthalmology

眼科医療のイノベーションおよび眼科医療エコシステムの発展加速

A1. 眼科医療のイノベーション：

医薬品やデバイスの新製品創出はもちろんのこと、細胞治療や遺伝子治療等の革新的な治療アプローチへの取り組みに加えて、製薬企業としての枠を越え、患者さん起点で眼科医療ソリューションの開発と提供に取り組むことにより、眼の疾患からの解放と患者さんの生活の質向上を目指します。

A2. 眼科医療エコシステム^{*}の発展加速：

眼科薬やサージカルデバイスの開発、販売、安定供給により、増大するメディカルニーズを充足させていくことに加え、眼科医療エコシステムの質的・量的充実や社会的効率の向上をステークホルダーとの連携のもとに推進してまいります。

※眼科医療エコシステムとは、眼科医療の提供に寄与するさまざまな関係者の集合体とそれらが有機的に機能する連携関係のことです。

B. Wellness

より良い眼の状態に向けた重要性認識向上とアイケアの推進

昨今、人々の健康への意識の高まり、病気の発症・重症化予防の促進、医療周辺産業の規制緩和によるヘルスケア産業の振興が進展しています。一方で、眼に関しては、重要性に対する認識不足、疾患検出遅延による重症化、疾患認定されていない眼の不具合の蔓延といった課題があります。

SantenグループはSocial Innovatorとして、まずは「見える」ことが、日々の生活や人生において大切なものであることを、社会と人々に認知・理解してもらうことが重要だと考えます。そのうえで、デジタル技術を活用した、疾患の早期発見、目の健康維持・向上を促す製品やサービス、目の健康に対するリスクの予測・可視化等を図りながら、人々のライフステージに応じて「早期発見」と「より良い目の状態の追求」を推進してまいります。

C. Inclusion

視覚障がいの有無にかかわらず交じり合い・いきいきと共生する社会の実現

Santenグループは、Social Innovatorとして、視覚障がいの有無にかかわらず、全ての人々が交じり合い、いきいきと共生する社会を実現したいと考えています。そのために、視覚障がいに対する人々の認知・理解の向上、ともに楽しみ・価値観を共有できる取り組みの推進、視覚障がいの方のQOL向上に向けて、デジタル技術を中心とした新たなソリューション探索等を推進してまいります。

GOAL

：眼の疾患や不具合に起因する世界中の人々の社会的・経済的な機会損失を削減することを目指す

Santenグループは、WORLD VISIONの実現を目指し、Social Innovatorとして、人々の目の健康に関する社会的な課題の解決を通じ、「見る」を通じた人々の幸せの実現に貢献してまいります。

③中期経営計画「MTP2025」及び目標とする経営指標

Santen 2030を実現するための前半5年間の計画が中期経営計画「MTP2025」です。基盤事業の価値最大化に注力するとともに、新たな事業領域への参入を進め、2026年以降の成長につなげていく、重要な5年間と位置づけています。特にTSR（トータル・シェアホルダーズ・リターン）を重要経営指標として設定し株主価値の向上を目指します。

Vision2020で培ったグローバル眼科企業としての強みと既存パイプライン・保有アセット、ならびに日本を中心とした世界各地の事業基盤を活用し、着実な売上・利益の成長を実現し収益力を高めていきます。加えて、米国における医療用医薬品事業への本格参入を通じ、中期的にグローバルでの成長を目指します。並行して、これまで培ってきた眼科専門企業としての組織的能力を活かしながら、新規イノベーションへの投資や細胞治療等新規事業領域への参入、ならびに工場投資を含めた設備投資等を通じ、Santen 2030で掲げた中長期的な成長を目指していくとともにSocial Innovatorへと変革するための戦略的施策を着実に遂行していきます。

この中期経営計画の実現に向けて、売上成長・利益成長・ROE（親会社所有者帰属持分利益率）等の財務目標を掲げております。またこれらの実現のため、投資案件、及び、既存事業からの収益性の向上と加速化に取組みます。

株主還元については、経営の最重要事項と位置付けており、配当は配当性向40%以上を目途に利益成長とともに段階的増配を行います。2021年度は今後の業績見通しおよび財務状況などを勘案した結果、4円増配し年間32円とします。また、一定期間留保した余資は、自己株式の取得により機動的に還元してまいります。

また、グローバル化の推進と組織能力の強化を通じて戦略実行の力を高めるとともに、製品価値の最大化と製品パイプラインの充実を図ります。眼科を通じた社会貢献を軸に、ESGならびにSDGsについても主要な行動計画と目標を設定し引き続き推進していきます。

④財務戦略

財務戦略は眼科領域で競争優位を構築することで収益性を高め、キャッシュ創出力、ひいては株主価値の最大化を追求することを基本としています。

2021年度を起点とする中期経営計画「MTP2025」においても、成長性、効率性、健全性、将来の成長のための内部留保、株主還元を最適化することで、ROE（親会社所有者帰属持分利益率）の向上に取組むことは変わりありません。

特に、成長のための投資については、パイプラインの強化、グローバル展開の加速、新規医療技術、グローバルな事業基盤拡充に向けた生産拠点、次世代ERP含めたデジタルや情報システムへの投資などに、積極的かつ効果的に資源投入を図ります。案件如何では負債の活用を検討しますが、その場合においても信用格付A+ (R&I) を維持できることを意識して、財務基盤の安定性は確保してまいります。

⑤新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する取り組み

新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大する中、Santenグループでは「天機に参与する」という基本理念に則り、眼科治療薬を世界中の患者さんにお届けし続けること、社会に貢献するライフサイエンス企業の一員としてウイルス拡散に繋がる活動を自粛すること、このような非常事態においても将来の眼科医療のイノベーションに向けた取り組みを継続すること、これらを最優先事項と位置付け、世界各拠点においてそれぞれの地域の規制やガイダンスに則り、以下のとおり、最大限の策を講じています。

<製品の安定供給に関連する取り組み>

- ・工場における安全確保（マスク・アルコール消毒等の衛生環境の整備、検温、従業員同士の適切な距離確保の徹底）
- ・製品に関する、中間品および原材料などの在庫水準の維持
- ・製品製造に関わる内勤者については、テレワーク環境下で業務遂行できる環境を整備

<ウイルス拡散防止に向けた取り組み>

- ・出張の原則禁止
- ・内勤者は原則テレワーク勤務
- ・世界各拠点の全社員に対し、マスク・ゴーグルなどの物資を提供
- ・ウイルスから身を守るための基本的な方法についての教育・周知徹底

<眼科医療のイノベーションに向けた取り組み>

- ・進行中の臨床試験、申請業務の継続に向けた安全確保と当局との話し合い
- ・研究所における安全確保（マスク・アルコール消毒等の衛生環境の整備、検温、従業員同士の適切な距離確保の徹底）
- ・テレワーク環境下で医療従事者への情報提供を実施する体制への移行

<その他>

- ・代表取締役社長兼CEOを委員長とした危機管理委員会を組織し、日本および世界各拠点の状況をモニターし、対応の検討・指示を実施
- ・感染の拡大・長期化する事態を想定したパンデミックBCPの策定
- ・特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会が開設した、視覚障がい者向けの電話相談窓口「視覚障がい者ならどなたでも！おたすけ電話相談窓口」へのサポート
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響下での新たな生活様式において増加が懸念される目の不具合について、眼科のスペシャリティ・カンパニーとして、解消に向けた情報発信を強化
- ・最新のテクノロジー、デジタルツール等を活用した、業務継続性を最大限担保する安全・衛生的な職場環境、多様な働き方を構築
- ・地球環境に対する負荷を軽減し、持続可能性を高めた新たな仕事のやり方の創造

(6) 財産および損益の状況

企業集団の業績および財産の状況の推移

区 分	第106期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第107期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第108期 (前連結会計年度) (2019.4.1～ 2020.3.31)	第109期 (当連結会計年度) (2020.4.1～ 2021.3.31)
売 上 収 益 (百万円)	224,942	234,026	241,555	249,605
営 業 利 益 (百万円)	38,691	45,098	33,535	12,917
当 期 利 益 (百万円)	35,261	31,943	21,714	6,645
基本的 1 株 当 たり 当 期 利 益	86円73銭	78円67銭	59円16銭	17円09銭
資 産 合 計 (百万円)	388,463	391,186	408,768	402,353
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	285,823	290,900	302,865	307,585

(注) 会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しています。

当社の業績および財産の状況の推移

区 分	第106期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第107期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第108期 (前事業年度) (2019.4.1～ 2020.3.31)	第109期 (当事業年度) (2020.4.1～ 2021.3.31)
売 上 高 (百万円)	171,872	176,208	182,610	186,112
経 常 利 益 (百万円)	31,689	33,191	34,862	25,324
当 期 純 利 益 (百万円)	25,435	28,014	27,402	21,754
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	62円58銭	68円96銭	68円63銭	54円44銭
総 資 産 (百万円)	320,828	321,924	340,007	353,603
純 資 産 (百万円)	265,765	265,400	283,522	294,231

(注) 日本基準に準拠して作成しています。

(7) 主要な事業内容

Santenグループは、医療用医薬品、一般用医薬品および医療機器の製造および販売を行っており、その主なものは、次のとおりです。

区 分	主要品名
医療用医薬品	アイリーア硝子体内注射液、アレジオン点眼液*、コンソプト配合点眼液、ヒアレイン点眼液、タプロス点眼液、ジクアス点眼液、クラビット点眼液、タプコム点眼液、Ikervis（アイケルビス）、トルソプト点眼液、エイベリス点眼液
一般用医薬品	サンテFXネオ、ソフトサンティア、サンテFX Vプラス、サンテボーティエ、サンテメディカル12、サンテメディカルアクティブ、サンテメディカルガードEX、ソフトサンティア ひとみストレッチ、サンテPC
医療機器	レンティス コンフォート、エタニティ、PRESERFLO MicroShunt

*アレジオンLX点眼液を含みます。



(8) 主要拠点など

① 当社

本 社	大阪市北区
営業拠点	下新庄オフィス (大阪市東淀川区)、東京支店 (東京都中央区)、北海道東北エリアオフィス (仙台市青葉区)、 関東第一エリアオフィス (東京都中央区)、関東第二エリアオフィス (東京都中央区)、 中部エリアオフィス (名古屋市中区)、関西エリアオフィス (大阪市東淀川区)、 中国四国エリアオフィス (広島市中区)、九州エリアオフィス (福岡市博多区)、その他82オフィス
工 場	滋賀プロダクトサプライセンター (滋賀県犬上郡多賀町)、能登工場 (石川県羽咋郡宝達志水町)
研 究 所	奈良研究開発センター (奈良県生駒市)

② 子会社および関連会社

Santen Holdings U.S. Inc. (米国・エメリービル)
 Santen Inc. (米国・エメリービル)
 Santen Holdings EU B.V. (オランダ・アムステルダム)
 Santen SA (スイス・ジュネーブ)

参天 (中国) 投資有限公司 (中国・上海)
 参天製薬 (中国) 有限公司 (中国・蘇州)
 Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)
 その他29社

ご参考

子会社

国 内

株式会社クレール (滋賀県)
 参天ビジネスサービス株式会社 (大阪府)
 参天アイケア株式会社 (大阪府)

【欧州】

Santen Holdings EU B.V. (オランダ)
 Santen Oy (フィンランド)
 Santen S.A.S. (フランス)
 Santen GmbH (ドイツ)
 SantenPharma AB (スウェーデン)
 Santen SA (スイス)
 Santen Italy S.r.l. (イタリア)
 Santen UK Limited (イギリス)
 Santen Pharmaceutical Spain, S.L. (スペイン)
 SANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY (ロシア)

海 外

【北米】

Santen Holdings U.S. Inc. (米国)
 Santen Inc. (米国)
 Advanced Vision Science, Inc. (米国)
 InnFocus, Inc. (米国)
 Santen Ventures, Inc. (米国)
 Eyevance Pharmaceuticals Holdings Inc. (米国)
 Eyevance Pharmaceuticals LLC (米国)
 Santen Canada Inc. (カナダ)

【アジア】

参天製薬 (中国) 有限公司 (中国)
 参天医薬販売 (蘇州) 有限公司 (中国)
 重慶参天科瑞製薬有限公司 (中国)
 参天 (中国) 投資有限公司 (中国)
 韓国参天製薬株式会社 (韓国)
 台湾参天製薬股份有限公司 (台湾)
 Santen India Private Limited (インド)
 Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)
 SANTEN (THAILAND) CO., LTD. (タイ)
 SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア)
 SANTEN PHILIPPINES INC. (フィリピン)
 参天製薬 (香港) 有限公司 (香港)
 Santen Pharmaceutical Vietnam Co.,Ltd. (ベトナム)

(9) 従業員の状況

①Santenグループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,229名	121名増

(注) 従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。

②当社の従業員の状況

従業員数	1,872名
前期末比増減	32名増
平均年齢	43歳5ヶ月
平均勤続年数	16年3ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

(10) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名 ()は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 ()は間接所有を示す	主要な事業内容
Santen Holdings U.S. Inc. (米国)	24,784千米ドル	(100.0%)	北米子会社統括・管理
Santen Inc. (米国)	8,765千米ドル	(100.0%)	医薬品臨床開発・事業開発
Santen Holdings EU B.V. (オランダ)	50千ユーロ	100.0%	Santen SAの純粋持株会社
Santen SA (スイス)	22,565千スイスフラン	(100.0%)	EMEA地域統括・金融・管理・ 医薬品製造・販売
参天(中国)投資有限公司 (中国)	6,920百万円	100.0%	中国グループ会社の投資・ 資金管理の統括・事業管理業務支援
参天製薬(中国)有限公司 (中国)	9,264百万円	(100.0%)	医薬品製造・販売・臨床開発
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)	24,177千 シンガポールドル	(100.0%)	アジア地域統括・管理・ 医薬品製造・販売

②特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額(百万円)	当社の総資産額(百万円)
Santen Holdings EU B.V.	Herikerbergweg 238, 1101CM Amsterdam Zuidoost, Netherlands	108,029	353,603

(11) 主要な借入先

借入会社	借入先	借入金残高(百万円)
重慶参天科瑞製薬有限公司	MUFG Bank (China)	1,876
重慶参天科瑞製薬有限公司	重慶農村商業銀行	524

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な提携の状況

・技術提携（導入）

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	第一三共株式会社（日本）	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	第一三共株式会社（日本）	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	エーザイ株式会社（日本）	ブナゾシン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売
	AGC株式会社（日本）	タフルプロストを含有する眼科薬の製造販売
	Merck & Co., Inc.（米国）	ジクアホソルナトリウムを含有する眼科薬の製造販売
	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社（日本）	エピナスチン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売
	宇部興産株式会社（日本）	オミデネパグ イソプロピルを含有する眼科薬の製造販売
	Oculentis IP B.V.（オランダ）	眼内レンズ「レンティス コンフォート」の製造販売
	jCyte, Inc.（米国）	網膜色素変性症におけるファースト・イン・クラスの治療として開発しているjCellの日本、欧州、アジアにおける開発・販売権
	Osmotica Pharmaceuticals plc（米国）	成人の後天性眼瞼下垂の治療薬として米国で承認された最初で唯一のオキシメタゾリン塩酸塩点眼剤0.1%であるRVL-1201の日本、中国、その他アジア諸国とEMEA諸国における開発、承認申請、商業化の権利
Aerie Pharmaceuticals, Inc.（米国）	日本・その他アジア諸国におけるRhopressa®とRocklatan®の権利および独占的開発・販売	

・技術提携（導出）

契約会社名	提携先	内容
Advanced Vision Science, Inc.（連結子会社）	Bausch & Lomb Incorporated（米国）	眼内レンズ「エタニティ」の日本以外の地域の製造販売
参天製薬株式会社	Akorn Operating Company LLC（米国）	緑内障・高眼圧症治療剤タフルプロストの米国における製造販売

(注) 2020年10月にOAK PHARMACEUTICALS, INC.とのライセンス契約における同社の権利がAkorn Operating Company LLCに譲渡されたことにより、提携先を変更しています。

・販売提携

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	ヤンセンファーマ株式会社（日本）	レボカバスチン塩酸塩を含有する眼科薬の国内販売
	バイエル薬品株式会社（日本）	アフリベルセプト硝子体内注射液の国内独占販売
	田辺三菱製薬株式会社（日本）	抗アレルギー点眼剤「アレジオン点眼液」および「アレジオンLX点眼液」の共同販売促進
Santen Inc.（連結子会社）	Glaukos Corporation（米国）	STN2000100（DE-128、PRESERFLO MicroShunt）の米国独占販売

・企業結合による条件付対価

当社は米国時間の2016年8月19日にInnFocus, Inc.を買収しました。当社は、条件付対価契約に基づき、STN2000100 (DE-128、PRESERFLO MicroShunt) の開発の進捗および販売実績に応じたマイルストーンを支払う定めがあり、要求されるすべての将来の支払額は386百万米ドル（割引前）です。

・合併契約

契約会社名	提携先	内容
参天製薬（中国） 有限公司（連結子会社）	重慶科瑞製薬（集団） 有限公司（中国）	中国の患者さんに適切な価格で高品質の医療用眼科薬を提供することを目的に2016年8月に合併会社（重慶参天科瑞製薬有限公司）を設立
Santen Holdings U.S. Inc. （連結子会社）	Verily Life Sciences LLC （米国）	独創的な眼科デバイスの開発・商業化を目指し2020年8月に合併会社（Twenty Twenty Therapeutics LLC）を設立

・その他

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	International Telecommunication Union （スイス）	International Telecommunication UnionおよびWorld Health Organizationが実施しているデジタルヘルスの取り組みである眼科領域におけるBe He@lthy, Be Mobileに対するサポート
	Orbis International（米国）	眼科医療従事者のスキル向上を継続的に支援するデジタルトレーニングツールの開発を目的とした提携
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. （連結子会社）	Plano Pte. Ltd.（シンガポール）	今後ますます増加が予想される眼疾患について、低・中所得国（とりわけアジア）における負担軽減に向けた10年間の長期パートナーシップ
		世界の近視患者さんが抱える負担に対処するための戦略的提携

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 400,368,954株（自己株式531,679株を含む）

(注) 当社取締役が付与した会社法第361条や第238条等による新株予約権の行使により141,000株、当社執行役員に付与した会社法第238条等による新株予約権の行使により92,000株、当社取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションによる新株予約権の行使により107,700株、合わせて340,700株増加しました。

(3) 株主数 24,827名（前期末比10,393名増）

(4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	33,829	8.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	33,252	8.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	31,781	7.9
日本生命保険相互会社	10,662	2.7
株式会社三菱UFJ銀行	10,605	2.7
小野薬品工業株式会社	8,790	2.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	8,599	2.2
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	6,863	1.7
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	6,654	1.7
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,303	1.6

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（531,679株）を控除して計算しています。
 2. 自己株式（531,679株）には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式18,230株は含んでいません。
 3. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
 株式会社日本カストディ銀行（信託口） 33,252千株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 31,781千株
 株式会社日本カストディ銀行（信託口7） 8,599千株
 4. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、エーザイ株式会社が所有していた当社株式のみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はエーザイ株式会社に留保されています。
 5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、JTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しています。

6. ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者5名から2015年5月11日付の大量保有報告書の写しの送付があり、2015年4月30日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができません。
なお、以下の持株比率は、自己株式(531,679株)を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数(千株)	持株比率(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	5,361	1.3
ブラックロック・ライフ・リミテッド	1,104	0.3
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	2,021	0.5
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,320	1.3
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ	5,955	1.5
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド	949	0.2

7. 2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者2名が、2018年12月14日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。
なお、以下の持株比率は、自己株式(531,679株)を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数(千株)	持株比率(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	13,126	3.3
日興アセットマネジメント株式会社	8,060	2.0

8. 2019年7月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、MFSインベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが、2019年7月1日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは上記の大株主には含まれていません。
なお、以下の持株比率は、自己株式(531,679株)を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数(千株)	持株比率(%)
MFSインベストメント・マネジメント株式会社	1,702	0.4
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	45,679	11.4

9. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者4名が、2020年12月28日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社については、2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。
なお、以下の持株比率は、自己株式(531,679株)を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数(千株)	持株比率(%)
株式会社三菱UFJ銀行	10,605	2.7
三菱UFJ信託銀行株式会社	18,658	4.7
三菱UFJ国際投信株式会社	2,201	0.6
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,451	0.4

(5) 当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 25,326株	3名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	黒川 明	—
代表取締役社長兼CEO	谷内樹生	—
取締役 専務執行役員	伊藤 毅	担当 日本事業統括兼眼科事業部長
取締役	大石佳能子	重要な兼職の状況 株式会社メディヴァ代表取締役 株式会社シーズ・ワン代表取締役 江崎グリコ株式会社社外取締役 株式会社資生堂社外取締役
取締役	新宅祐太郎	重要な兼職の状況 株式会社J-オイルミルズ社外取締役 株式会社クボタ社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授 株式会社構造計画研究所社外取締役
取締役	皆川邦仁	重要な兼職の状況 金融庁公認会計士・監査審査会委員 日本板硝子株式会社社外取締役
常勤監査役	井阪 広	—
監査役	宮坂泰行	重要な兼職の状況 宮坂泰行公認会計士事務所所長 伊藤忠食品株式会社社外取締役
監査役	安原裕文	重要な兼職の状況 住友ゴム工業株式会社社外監査役 日立造船株式会社社外監査役
監査役	伊藤ゆみ子	重要な兼職の状況 イトウ法律事務所代表 株式会社神戸製鋼所社外取締役

- (注) 1. 村田雅詩氏は、2020年6月24日付をもって、監査役を退任しました。
 2. 井阪広氏は、2020年6月24日付をもって、監査役に就任しました。
 3. 監査役宮坂泰行氏は、公認会計士として長年に亘り国内外で監査に携わってきたことによる経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 監査役安原裕文氏は、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 取締役のうち、大石佳能子、新宅祐太郎および皆川邦仁の各氏は、社外取締役です。
 6. 監査役のうち、宮坂泰行、安原裕文および伊藤ゆみ子の各氏は、社外監査役です。

7. 取締役大石佳能子、新宅祐太郎および皆川邦仁の各氏ならびに監査役宮坂泰行、安原裕文および伊藤ゆみ子の各氏につきましては、東京証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として届け出ています。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用、求償権保全協力費用など）を填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

- ・ 保険対象となる会社：当社および全ての会社法上の子会社、また過去に存在したが当社の事業活動に伴い清算した法人や吸収した法人で、現時点で法人格として存在しない子会社も含む。
- ・ 被保険者： 保険対象となる会社の取締役、監査役、従業員（管理・監督者の地位にある、役員と共同被告として訴えられているなど）、退任した役員を含む被保険者の配偶者など。

すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

(報酬支給額)

	区分	支給人数	支給額	
取締役	基本報酬 (うち社外取締役)	6名 (3名)	271百万円 (53百万円)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額および支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額400百万円 社外取締役3名に対し、年額60百万円
	年次賞与 (うち社外取締役)	3名 (-)	48百万円 (-)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額および支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額200百万円
	パフォーマンス・ シェア・ユニット制度 (うち社外取締役)	3名 (-)	5百万円 (-)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額および支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、1年あたり 100百万円に年数を乗じた金額
	譲渡制限付株式報酬制度 (うち社外取締役)	3名 (-)	45百万円 (-)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額および支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額100百万円
	計 (うち社外取締役)		369百万円 (53百万円)	
監査役	基本報酬 (うち社外監査役)	5名 (3名)	64百万円 (38百万円)	2006年6月27日 定時株主総会による限度額および支給対象員数 監査役4名に対し、年額80百万円
	合計 (うち社外取締役および社外監査役)		432百万円 (91百万円)	

- (注) 1. 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2020年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名を含んでいます。
2. 取締役の「基本報酬」の支給人数および支給額には、社外取締役を含みます。
3. 監査役の「基本報酬」の支給人数および支給額には、社外監査役を含みます。

(取締役および監査役に対する報酬体系)

	基本報酬	年次賞与	パフォーマンス・ シェア・ユニット制度	譲渡制限付 株式報酬制度
社外取締役を除く取締役	対象	対象	対象	対象
社外取締役	対象	-	-	-
監査役	対象	-	-	-

(4) 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

(取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針)

当社は、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

1. 当社のビジョンや中期経営計画目標の達成に向け意欲高く取り組めるよう、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する実効性を備えているものであること
2. 株主との価値共有を深めるものであること
3. ステークホルダーに対して高い説明責任を果たすべく、透明性の高い報酬決定プロセスを経て客観性が担保されたものであること
4. 優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供すること
5. 対象者の職務執行と監督それぞれの機能の発揮を適切に促すものであること

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針)

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

上記の基本方針に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）については、2021年2月25日および5月7日開催の取締役会において決議しました。

②決定方針の内容の概要

後述の（取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容）、（社外取締役の個人別の報酬等の内容）および（個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）をご参照ください。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、幹部報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会ではその答申内容も検証し決定方針に沿うものであると判断しています。

(取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容)

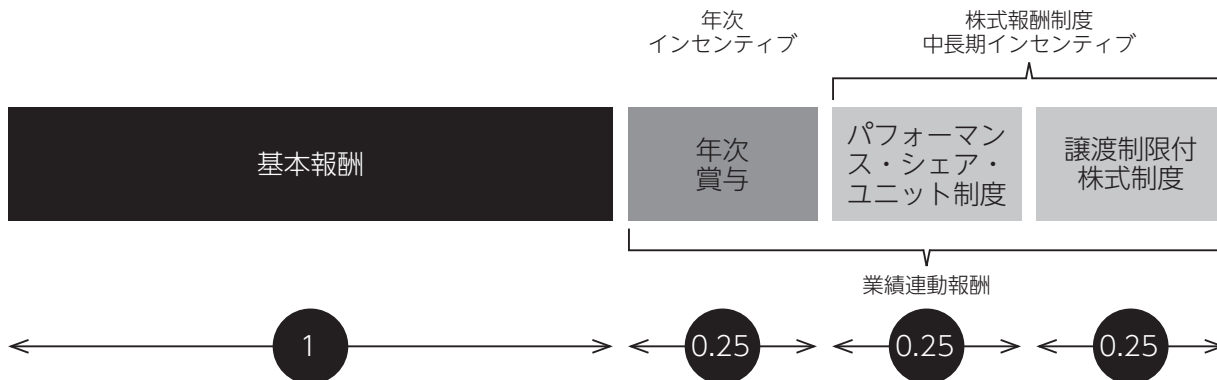
当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、原則として、基本報酬、年次賞与および株式報酬の3つの制度で構成しています。総報酬の基準額におけるそれぞれの構成比率は、基本報酬：年次賞与：株式報酬を1：0.25：0.5とし、総報酬の水準は、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。これらの概要は以下（図表1および2）のとおりです。ただし、個人別の役割・職責等に応じて個別に調整を加える場合があります。

図表1：制度の目的および概要

報酬の種類		目的・概要
固定	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・職務評価に基づく等級別の月額固定報酬
	年次賞与 (年次インセンティブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度毎の業績目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬とし、基準額は基本報酬に対して0.25の比率で設定 ・年次賞与は、経営上重要な単年度業績指標である売上収益、コア営業利益、フルROEに連動する会社業績連動部分と、全社課題、部門課題を基にバランススコアカードを用いて評価する個人業績連動部分から構成される。それぞれについて、基準額の0%～200%の範囲で支給額を決定する ・会社業績連動部分は、会長および社長に対しては年次賞与全体の100%のウェイトを割当て、その他の取締役（社外取締役を除く）に対し80%を割当てる ・個人業績連動部分は、会長および社長以外の取締役（社外取締役を除く）に対し年次賞与全体の20%のウェイトを割当て、社長が面談にて、期初の目標設定および期末の評価を実施のうえ取締役会が決議する ・毎事業年度終了後に支給
変動	株式報酬 (中長期インセンティブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・当社のビジョンの実現や戦略の遂行に向け意欲高く取り組むことを促し、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、以下の2つにより構成し、交付株式数の基礎となる基準額はいずれも基本報酬に対して0.25の比率で設定 (パフォーマンス・シェア・ユニット制度) ・中期経営計画の期間等都度決定する一定期間（以下、「業績評価期間」）に掲げた目標業績指標である売上成長率、コア営業利益率、フルROEの達成率に応じて交付する株式数を変動させる業績連動型株式報酬制度 ・売上成長率（3年間の年次換算成長率）、コア営業利益率（3年間の平均値）、フルROE（3年間の平均値）の達成度に応じて0%～200%の範囲で株式交付率を決定 ・業績評価期間満了時点で対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、業績評価期間終了後に一括して株式交付 (譲渡制限付株式報酬制度) ・毎事業年度において譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度 ・対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、毎3年後に譲渡制限を解除

- (注) 1. 上表の年次賞与に係る当事業年度の単年度業績指標の実績は、売上収益が249,605百万円、コア営業利益が50,101百万円、フルROEが2.2%（目標値はそれぞれ235,000百万円、52,000百万円、7.5%）です。
2. パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る実際の当社株式の数および金銭の額の算定に用いる評価指標の実績値（2019年3月31日に終了する事業年度から2021年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度に係る売上成長率、コア営業利益率平均値、フルROEの平均値）は、それぞれ3.5%、20.5%、7.1%（目標値はそれぞれ6.0%、20.5%、10.7%）です。
3. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式の交付状況は、「2.株式に関する事項（5）当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。

図表2：各報酬の基準額の構成比（各等級とも同じ構成比）



（社外取締役の個人別の報酬等の内容）

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしており、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。また、幹部報酬委員会を含む任意の委員会の委員長である社外取締役には、手当を支給しています。

なお、業績連動報酬は、社外取締役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

（監査役の個人別の報酬等の内容）

監査役の報酬については、月額固定報酬のみとしており、幹部報酬委員会からの助言に基づき、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に、株主総会で決議された監査役報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

なお、業績連動報酬は、監査役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

（個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）

取締役会における報酬の基本方針や報酬制度、報酬水準等の審議・決定に際しての独立性・客観性を確保するとともに、取締役会の監督機能と説明責任を果たす能力を強化すべく、幹部報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとし、委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、社外取締役である委員の中から選定しています。

当社の幹部報酬委員会は、外部の報酬コンサルティング会社であるウイリス・タワーズワトソンをアドバイザーとして起用し、同社が運営する「経営者報酬データベース」に基づき、毎年、当社の事業規模や業種・業態に類似する企業等について報酬のベンチマークを行い、当社の取締役の報酬水準および業績連動報酬の割合の妥当性を検証するとともに、同社より提供された必要十分な情報に基づき、適切な審議を行っています。

役員の報酬額の決定に際し、取締役の個人別支給額は、株主総会で決議された各報酬の報酬枠の範囲内で、幹部報酬委員会の審議を経て取締役会が決定します。なお、取締役の個人別の報酬の決定に際して、経営環境の変化や不祥事等の予期せぬ事象が発生した場合には、取締役会は必要に応じて幹部報酬委員会の審議を経て、取締役の個人別の報酬等について裁量的な調整を加える場合があります。

(幹部報酬委員会の構成・委員長の属性)

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとしており、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されます。

幹部報酬委員会の委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

事業報告作成日現在における幹部報酬委員会の構成は、以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職および氏名
幹部報酬委員会	[社内] 黒川 明、谷内 樹生 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 新宅 祐太郎

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職している法人等の名称	兼職している法人等での地位	兼職している法人等と当社の関係
社外取締役	大石佳能子	株式会社メディヴァ	代表取締役	—
		株式会社シーズ・ワン	代表取締役	—
		江崎グリコ株式会社	社外取締役	—
		株式会社資生堂	社外取締役	—
	新宅祐太郎	株式会社J-オイルミルズ	社外取締役	—
		株式会社クボタ	社外取締役	—
		一橋大学大学院経営管理研究科	特任教授	—
皆川邦仁	株式会社構造計画研究所	社外取締役	—	
	金融庁公認会計士・監査審査会	委員	—	
	日本板硝子株式会社	社外取締役	—	
社外監査役	宮坂泰行	宮坂泰行公認会計士事務所	所長	—
		伊藤忠食品株式会社	社外取締役	—
	安原裕文	住友ゴム工業株式会社	社外監査役	—
		日立造船株式会社	社外監査役	—
	伊藤ゆみ子	イトウ法律事務所	代表	—
	株式会社神戸製鋼所	社外取締役	—	

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外 取締役	大石佳能子	長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識や経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会14回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」「指名委員会」「幹部報酬委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会およびこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	新宅祐太郎	大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会14回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」の委員および「指名委員会」「幹部報酬委員会」の委員長を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会およびこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	皆川邦仁	長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験、ならびに、財務および監査に関する幅広い見識および実務経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会14回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」「指名委員会」「幹部報酬委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会およびこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
社外 監査役	宮坂泰行	当事業年度開催の取締役会14回全て、および当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、公認会計士として長年に亘り国内外で監査に携わってきたことによる幅広い知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役および執行役員等との意見交換などを行いました。
	安原裕文	当事業年度開催の取締役会14回全て、および当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役および執行役員等との意見交換などを行いました。
	伊藤ゆみ子	当事業年度開催の取締役会14回全て、および当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、日米の弁護士資格を有する法律の専門家であり、また、グローバル企業の役員として経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役および執行役員等との意見交換などを行いました。

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、ならびに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役および社外監査役の各氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
社外取締役	3名	53百万円
社外監査役	3名	38百万円
合計	6名	91百万円

(6) 執行役員の状況（取締役による兼務を除く）（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	越路和朗	経営管理担当 兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO） 兼財務・管理本部長
常務執行役員	木村章男	グローバルプロダクトサプライ担当
常務執行役員	鈴木 聡	企画本部長
執行役員	森島健司	製品開発本部 中国製品開発統括部長
執行役員	森田貴宏	眼科事業部 マーケティング統括部長
執行役員	フランク・ビンダー	サプライチェーン本部長
執行役員	ルイス・イグレスias	EMEA事業統括
執行役員	荒木 謙	企画本部 グローバル事業開発統括部長
執行役員	高橋 功	アジア事業統括
執行役員	原 実	チーフ・インフォメーション・オフィサー（CIO） 兼情報システム本部長
執行役員	ピーター・サルスティグ	製品開発本部長
執行役員	貝原達也	北米事業統括
執行役員	山田貴之	中国事業統括
執行役員	屋鋪智樹	人事本部長
執行役員	増成美佳	ジェネラル・カウンセル（GC） 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO） 兼法務・コンプライアンス本部長

(注) 1. マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

2. 2021年4月1日付で、次のとおり担当の変更および異動がありました。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	森田貴宏	企画本部 基本理念・CSR担当
執行役員（新任）	寺町真一	眼科事業部 営業統括部長
執行役員（新任）	栗原逸平	眼科事業部 マーケティング統括部長

4 会計監査人に関する状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務のうち、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等の額	83百万円
② 公認会計士法第2条第1項の監査業務のうち、上記①以外の報酬等の額	299百万円
③ ①および②以外に支払った報酬等の額	8百万円
④ 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	390百万円

- (注) 1. 当社の監査役会は、上記①に関して、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準と認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。
3. 上記②の報酬は、単独株式移転による持株会社体制の移行において必要となる監査に対する報酬です。
4. 上記③の報酬は、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務であるアドバイザー業務等に対する報酬です。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する、適正な監査の遂行が困難であると認める場合には、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人を解任した旨と解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、当社の監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、監査姿勢、監査品質、監査業務の有効性及び効率性等を毎期評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、当該会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案の内容を決定します。

5 コーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

Santenは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えています。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、今後も現在の制度を活用し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

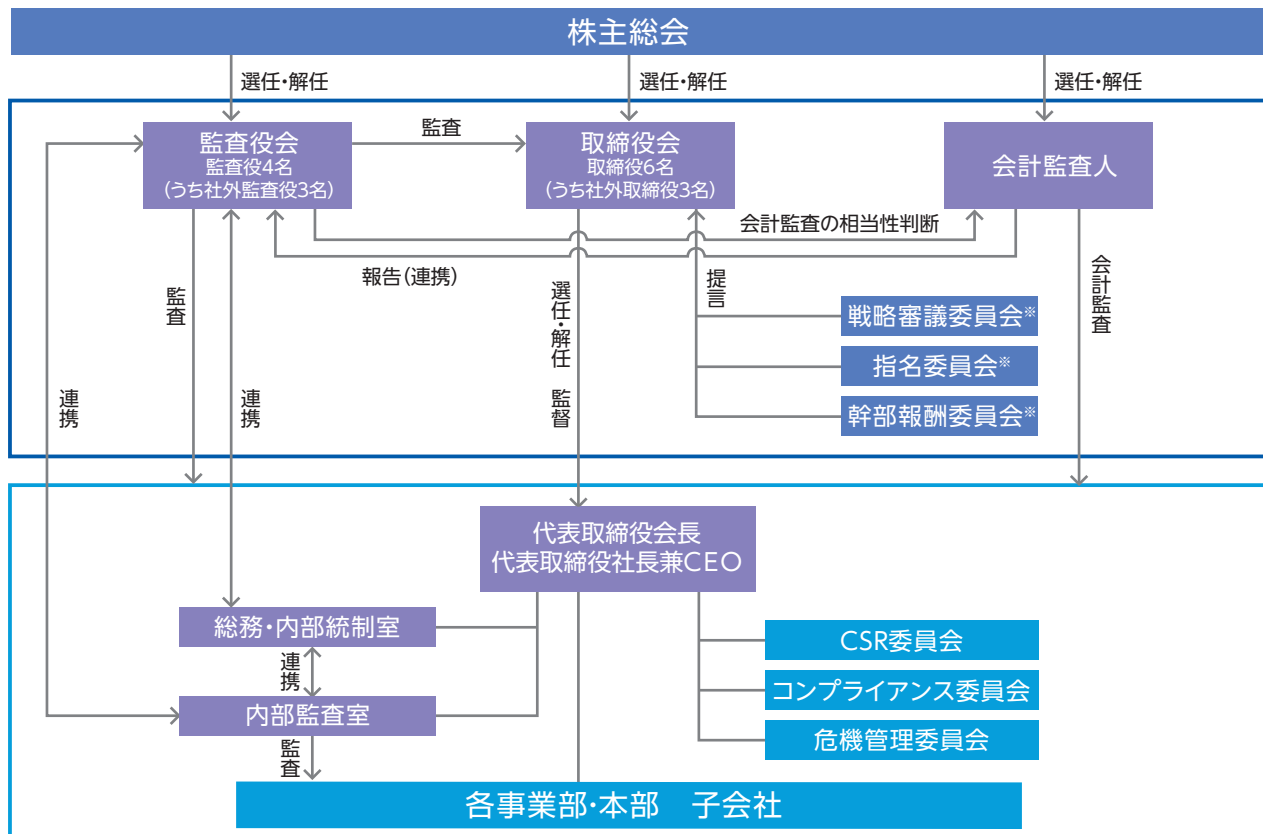
まず、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することであり、当社では、経営の意思決定を迅速かつ適切に行うことに重点をおいた運営を行ってまいります。そのためには、取締役会と執行のコミュニケーションを充実させることが重要と考えています。

社外取締役には、多様な経験・知識を生かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待しています。また、経営監視機能強化の観点からの意見も求めてまいります。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」の設置、マネジメントの強化と業務執行のスピードの向上を図るための執行役員制度の採用などを実施しており、経営の透明性・客観性の向上を目指してまいります。

監査役は、監査役室の活用や内部監査室との連携等により、取締役会および執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、その機能強化を図ってまいります。

企業統治体制(2021年4月1日現在)



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

(2) 取締役会

当社の取締役会は、会社の持続的成長と中長期の企業価値の向上を促すべく、主に経営戦略等の重要な業務執行に関して、多面的に審議し、意思決定するとともに、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役の業務執行が適正に行われているかを監督しており、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっています。なお、社外取締役には、国内外事業所訪問や必要な情報や知識の提供を行うなど、自らの役割を果たすために必要な機会を提供しています。

(3) 監査役会

当社の監査役会は、適正な監査を行うにあたり、適切な経験・能力を有する者を選任しており、特に財務・会計に関する十分な知見を有しているものを1名以上選任しています。なお、社外監査役には、国内外事業所訪問や必要な情報や知識の提供を行うなど、自らの役割を果たすために必要な機会を提供しています。

(4) 任意の各種委員会

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置しています。

戦略審議委員会は、事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議することを目的とし、社外取締役3名を含む取締役6名により構成されています。

指名委員会は、取締役の選定に際して審議し、提言すること、ならびに、執行役員、監査役の選任に関しては、諮問に応じて助言を行うことを目的とし、社外取締役3名を含む取締役5名により構成されています。

幹部報酬委員会は、取締役、執行役員の報酬に関して審議し、取締役会に提言すること、ならびに、監査役の報酬を定める方針については、市場価値を参考にして監査役会に助言することを目的に、社外取締役3名を含む取締役5名により構成されています。

指名委員会および幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとしており、委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

なお、事業報告作成日現在における各委員会の構成員の氏名および委員長の役職名は以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職および氏名
戦略審議委員会	[社内] 黒川 明、谷内 樹生、伊藤 毅 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	代表取締役社長兼CEO 谷内 樹生
指名委員会	[社内] 黒川 明、谷内 樹生 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 新宅 祐太郎
幹部報酬委員会	[社内] 黒川 明、谷内 樹生 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 新宅 祐太郎

(5) 独立社外取締役のみを構成員とする会合

当社は、情報交換・認識共有の場として、独立社外取締役のみで構成する会合を定期的を開催しています。

(6) 独立社外取締役と監査役の連携

当社は、取締役会における議論の質の向上を図るために必要な情報を提供すること、また、相互の連携を深めることを目的として、独立社外取締役および監査役による情報交換の会議を定期的を開催しています。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

参天製薬株式会社（以下、Santen）は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、Santenおよびその子会社から成る企業集団（以下、Santenグループ）の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。なお、2021年4月28日開催の取締役会において、以下のとおりに改定する旨の決議をしました。

(1) Santenグループの基本理念・WORLD VISION

①Santenグループの基本理念ならびにWORLD VISIONを以下のとおり定める。

（基本理念）

「天機に参与する」

- ・自然の神秘を解明し人々の健康の増進に貢献する。

（WORLD VISION）

- ・Santenグループ基本理念に基づき、目指す理想の世界であるWORLD VISIONとして“Happiness with Vision”を掲げ、「世界中の一人ひとりが、Best Vision Experienceを通じて、それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出すことを目指す。

②Santenグループは、基本理念・WORLD VISIONのもと、世界中の一人ひとりが「見る」を通じて幸せな人生を実現するために、私たちはあらゆる活動において、必ず「人」を中心に考え、行動する。

【当該体制の運用状況】

- ・当社は、役員からのメッセージにおいて、常に基本理念に触れるなど、基本理念の浸透を図るとともに、社内における重要会議時に基本理念を確認するなど、すべての行動は基本理念に沿っていることを確認する旨努めています。

(2) Santenグループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①Santenグループの取締役および従業員は、基本理念および全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。
- ②Santenは、基本理念および「参天企業倫理綱領」をSantenグループ全体で推進するため担当執行役員の手配のもと、周知徹底に努める。
- ③Santenグループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- ④Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、Santenグループ各社が関係部門またはSantenと連携して解決にあたる。
- ⑤Santenは、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

【当該体制の運用状況】

- ・当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、共通の視点で企業活動を行うための規範として定めた「参天企業倫理綱領」について、情報発信や研修等により、海外子会社も含めて周知活動を実施し、徹底を図っています。
- ・当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、Santenグループのコンプライアンスの体制整備および活動を推進しています。
- ・当社は、平素より反社会的勢力の動向を把握し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に

対して、関係当局と連携をとり、一切の関係を遮断しています。

- ・社内外の窓口を通じた相談・通報については、国内・国外とも社外専門家と連携の上、ヒアリング等必要な調査を実施し、適切に対応しています。
- ・当社は、独立性の高い社外取締役を3名選任するとともに、独立性の高い社外監査役3名と常勤監査役を含めた4名体制で監査を実施し、経営監視機能の強化を図っています。また、社長直轄の内部監査室を設置し、メンバーは専門性の向上に努めています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①Santenの取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る記録・文書等の情報については、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等に基づき、適切に保存および管理を行っています。

(4) Santenグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①Santenグループは、危機管理に係る規程に基づき、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に対処するため、各事業法人・組織において、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。具体的には、Santenのリスク管理部署は子会社と連携し、Santenグループの危険を把握、評価し、必要な対応策を策定し実行する。
- ②重大な危機に発展する可能性のある事象が発生または報告された場合には、Santenの代表取締

役社長兼CEOを委員長とする「危機管理委員会」を設置し、対応と事態の収拾に努めるとともに再発防止策を実施する。

- ③Santenの内部監査室はその独立した立場から、Santenグループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を行う体制を構築しています。
- ・当社は、リスクマネジメントを推進する責任者を明確化し、Santenグループのリスクマネジメントの体制整備および活動を推進しています。
- ・当社の内部監査室は、その独立した立場において、業務監査を通じリスク管理状況を検証実施しています。

(5) Santenグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①Santenの取締役会で選任された執行役員に子会社経営を含めて業務の執行を委任し、経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。
- ②Santenは、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③Santenにおいて、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、Santenの取締役会に助言させる。
- ④Santenにおいて、Santenグループの経営方針および業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。
- ⑤Santenは、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。

- ⑥Santenグループ各社がグローバルに事業推進するため、役割を明確にし戦略をより確実に実行し、顧客にさらなる貢献が行えるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、会社経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を目的として執行役員制度を採用し、効率的な意思決定を図っています。
- ・当社の取締役会は、定時の取締役会14回開催しました。また、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」を4回、「指名委員会」を5回、「幹部報酬委員会」を7回開催・審議しました。
- ・当社は、取締役会規則、執行役員規程を制定して役割と権限を明確化し、適切な運用を行っています。
- ・当社は、業務が有効かつ効率的に遂行できるようマネジメントフレームワークを定義し、グローバルな組織体として役割を明確にし、全体最適・標準化を実施しています。

(6) Santenグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①Santenは、内部統制所管部署を代表取締役社長兼CEOの直轄組織とする体制を整備し、Santenグループにおける企業活動の適正性向上のための助言・指導を行う管理体制を構築する。
- ②Santenは、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正を確保するために必要な事項を明確にし、これをSantenグループの全ての会社に適用し、主要な子会社の監査機能を強化するとともに、Santenは子会社の内部統制体制の整備・運用について確認する体制を構築する。
- ③財務報告の信頼性の確保に関しては、関係するSantenの各部門・子会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、Santenの内部監査室が

その妥当性を検証する体制を構築する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、子会社管理規程を運用しており、主要子会社の役員に「地域責任者」「Corporate CFO」「Region Finance Head」が就任し、子会社監査機能の強化を図るとともに、当該子会社役員は、監査役会の監査計画に基づき、グループ会社監査役連絡会に出席し、課題共有を図っています。
- ・Santenグループにおける企業活動の適正性向上のため、当社の関連部署が中心となり、助言・指導を行う管理体制を構築・運用しています。
- ・財務報告の信頼性の確保に関し、関係する当社各部門・子会社において、整備・運用状況の自己点検を実施し、内部監査を行っています。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①Santenの監査役の職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
- ②監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、Santenの代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、監査役の職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない監査役室を置き、室長を含め、専任の監査役スタッフ3名を置いています。
- ・監査役スタッフに関する人事異動や人事評価については、社内の規定に基づき、監査役の評価が尊重されています。

(8) Santenグループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①Santenグループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無くSantenの監査役および監査役会に報告する。
- ②①以外についても、Santenの監査役は、必要に応じ随時にSantenグループの取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
- ③Santenの内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的にSantenの監査役会に報告し、情報交換を行う。
- ④Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、Santenグループの使用人が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱いは、一切行わない。

[当該体制の運用状況]

- ・当社は、重要な事項について、監査役および監査役会への報告体制が整備され運用されています。
- ・当社の監査役は、当社各部門および主要子会社より、月次業務報告や必要に応じて会議議事録や各種資料を入手しています。
- ・当社の内部監査室は、月次で常勤監査役との定例会議を開催し、監査結果を報告しています。
- ・当社は、社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内規程によって通報者の保護について定めており、不利益な取扱いは生じないようにしています。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①Santenの監査役および監査役会は、Santenの代表取締役をはじめとして、必要と考えるSantenグループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- ②Santenの監査役は、Santenの代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べるができる。
- ③Santenの監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

[当該体制の運用状況]

- ・当社の監査役および監査役会は、取締役や執行役員等と定期、随時に会合を開催し、重要課題などについて意見交換を行っています。
- ・当社の監査役は、必要に応じて社内的重要会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べています。
- ・当社は、監査役がその職務を遂行するために必要な費用を負担しています。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結純損益計算書 2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	第109期	(ご参考) 第108期
売上収益	249,605	241,555
売上原価	△98,221	△94,831
売上総利益	151,384	146,724
販売費及び一般管理費	△79,554	△73,360
研究開発費	△24,112	△23,341
製品に係る無形資産償却費	△9,920	△9,898
その他の収益	16,007	390
その他の費用	△40,889	△6,980
営業利益	12,917	33,535
金融収益	1,346	950
金融費用	△1,488	△2,393
持分法による投資損失	△358	—
税引前当期利益	12,418	32,091
法人所得税費用	△5,773	△10,377
当期利益	6,645	21,714
当期利益の帰属		
親会社の所有者持分	6,830	23,618
非支配持分	△185	△1,904
当期利益	6,645	21,714

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結財政状態計算書

2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	第109期	(ご参考) 第108期
資産		
非流動資産		
有形固定資産	39,489	35,601
無形資産	112,876	119,850
金融資産	31,903	30,848
退職給付に係る資産	1,619	—
持分法で会計処理 されている投資	5,162	—
繰延税金資産	2,824	2,100
その他の非流動資産	2,249	1,813
非流動資産合計	196,122	190,212
流動資産		
棚卸資産	41,575	35,282
営業債権及びその他の債権	95,992	86,999
その他の金融資産	527	452
その他の流動資産	5,248	4,392
現金及び現金同等物	62,888	91,430
流動資産合計	206,231	218,556
資産合計	402,353	408,768

科目	第109期	(ご参考) 第108期
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	8,525	8,366
資本剰余金	8,954	8,746
自己株式	△934	△1,033
利益剰余金	270,757	273,422
その他の資本の構成要素	20,283	13,364
親会社の所有者に帰属 する持分合計	307,585	302,865
非支配持分	△535	△305
資本合計	307,050	302,560
負債		
非流動負債		
金融負債	10,141	27,592
退職給付に係る負債	1,210	1,738
引当金	600	570
繰延税金負債	3,290	7,228
その他の非流動負債	1,514	1,483
非流動負債合計	16,754	38,611
流動負債		
営業債務及びその他の債務	38,106	32,578
その他の金融負債	23,739	18,777
未払法人所得税等	5,458	6,848
引当金	819	633
その他の流動負債	10,428	8,761
流動負債合計	78,549	67,597
負債合計	95,303	106,208
資本及び負債合計	402,353	408,768

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結持分変動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
2020年4月1日残高	8,366	8,746	△1,033	273,422	—	11,150
当期包括利益						
当期利益				6,830		
その他の包括利益					1,573	45
当期包括利益合計	—	—	—	6,830	1,573	45
所有者との取引額						
新株の発行	160	160				
自己株式の取得			△4			
自己株式の処分		△20	102			
配当金				△11,187		
株式報酬取引		68				
その他				1,692	△1,573	△119
所有者との取引額合計	160	208	98	△9,495	△1,573	△119
2021年3月31日残高	8,525	8,954	△934	270,757	—	11,075

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計			
	在外営業活動体の換算差額	新株予約権	その他の資本の構成要素合計				
2020年4月1日残高	1,529	686	13,364	302,865	△305	302,560	
当期包括利益							
当期利益			—	6,830	△185	6,645	
その他の包括利益	7,161		8,778	8,778	△45	8,734	
当期包括利益合計	7,161	—	8,778	15,609	△230	15,379	
所有者との取引額							
新株の発行		△167	△167	152		152	
自己株式の取得			—	△4		△4	
自己株式の処分			—	82		82	
配当金			—	△11,187		△11,187	
株式報酬取引			—	68		68	
その他			△1,692	—		—	
所有者との取引額合計	—	△167	△1,859	△10,888	—	△10,888	
2021年3月31日残高	8,689	518	20,283	307,585	△535	307,050	

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

計算書類

貸借対照表 2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	第109期	(ご参考) 第108期
資産の部		
流動資産	140,651	166,709
現金及び預金	24,691	58,122
受取手形	335	357
売掛金	79,784	75,855
商品及び製品	21,001	18,958
仕掛品	49	85
原材料及び貯蔵品	5,144	5,292
その他	9,880	8,275
貸倒引当金	△232	△235
固定資産	212,952	173,298
有形固定資産	23,903	21,558
建物	7,755	8,395
構築物	70	78
機械及び装置	3,017	3,397
車両運搬具	11	20
工具、器具及び備品	1,122	1,162
土地	6,880	6,880
リース資産	14	18
建設仮勘定	5,032	1,608
無形固定資産	36,995	40,108
製造販売承認権	29,903	35,643
ソフトウェア	2,460	2,049
その他	4,633	2,416
投資その他の資産	152,054	111,632
投資有価証券	26,429	27,371
関係会社株式及び出資金	116,233	77,513
繰延税金資産	5,967	3,770
前払年金費用	1,253	671
その他	2,172	2,307
資産合計	353,603	340,007

科目	第109期	(ご参考) 第108期
負債の部		
流動負債	53,320	50,482
電子記録債務	1,336	1,552
買掛金	20,577	17,492
1年以内返済予定の長期借入金	—	3,000
未払金	22,788	17,871
未払法人税等	3,775	5,493
未払消費税等	1,272	1,712
賞与引当金	3,000	2,835
その他	572	527
固定負債	6,051	6,004
長期借入金	5,486	4,992
デリバティブ債務	104	419
資産除去債務	169	168
その他	292	424
負債合計	59,372	56,485
純資産の部		
株主資本	282,557	271,552
資本金	8,525	8,366
資本剰余金	9,241	9,061
資本準備金	9,220	9,060
その他資本剰余金	21	1
自己株式処分差益	21	1
利益剰余金	265,725	255,158
利益準備金	1,551	1,551
その他利益剰余金	264,174	253,606
退職給与積立金	372	372
別途積立金	89,109	89,109
繰越利益剰余金	174,693	164,125
自己株式	△934	△1,033
評価・換算差額等	11,156	11,284
その他有価証券評価差額金	11,156	11,284
新株予約権	518	686
純資産合計	294,231	283,522
負債・純資産合計	353,603	340,007

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

損益計算書 2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	第109期	(ご参考) 第108期
売上高	186,112	182,610
売上原価	81,391	78,476
売上総利益	104,721	104,134
販売費及び一般管理費	81,108	69,700
営業利益	23,614	34,434
営業外収益	2,216	1,308
受取利息及び受取配当金	600	691
生命保険配当金	156	161
デリバティブ評価益	414	—
利用料収入	901	280
その他	146	175
営業外費用	506	880
支払利息	126	125
デリバティブ評価損	—	165
為替差損	342	1
その他	38	589
経常利益	25,324	34,862
特別利益	2,307	2,557
固定資産処分益	6	0
投資有価証券売却益	2,300	2,557
施設等入会金売却益	1	—
特別損失	214	3
固定資産処分損	41	3
投資有価証券評価損	173	—
税引前当期純利益	27,417	37,416
法人税、住民税及び事業税	7,804	10,000
法人税等調整額	△2,141	14
当期純利益	21,754	27,402

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書 2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,366	9,060	1	9,061	1,551	372	89,109	164,125	255,158
事業年度中の変動額									
新株の発行	160	160		160					-
剰余金の配当				-				△11,187	△11,187
当期純利益				-				21,754	21,754
自己株式の取得				-					-
自己株式の処分			20	20					-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				-					-
事業年度中の変動額合計	160	160	20	179	-	-	-	10,568	10,568
当期末残高	8,525	9,220	21	9,241	1,551	372	89,109	174,693	265,725

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,033	271,552	11,284	11,284	686	283,522
事業年度中の変動額						
新株の発行		319		-		319
剰余金の配当		△11,187		-		△11,187
当期純利益		21,754		-		21,754
自己株式の取得	△4	△4		-		△4
自己株式の処分	102	122		-		122
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		-	△129	△129	△167	△296
事業年度中の変動額合計	98	11,005	△129	△129	△167	10,709
当期末残高	△934	282,557	11,156	11,156	518	294,231

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2021年5月7日

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小幡 琢哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 武浩 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、参天製薬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結純損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、参天製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2021年5月7日

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 毅 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 武浩 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、参天製薬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役（常勤）	井 阪 広	印
監査役	宮 坂 泰 行	印
監査役	安 原 裕 文	印
監査役	伊 藤 ゆ み 子	印

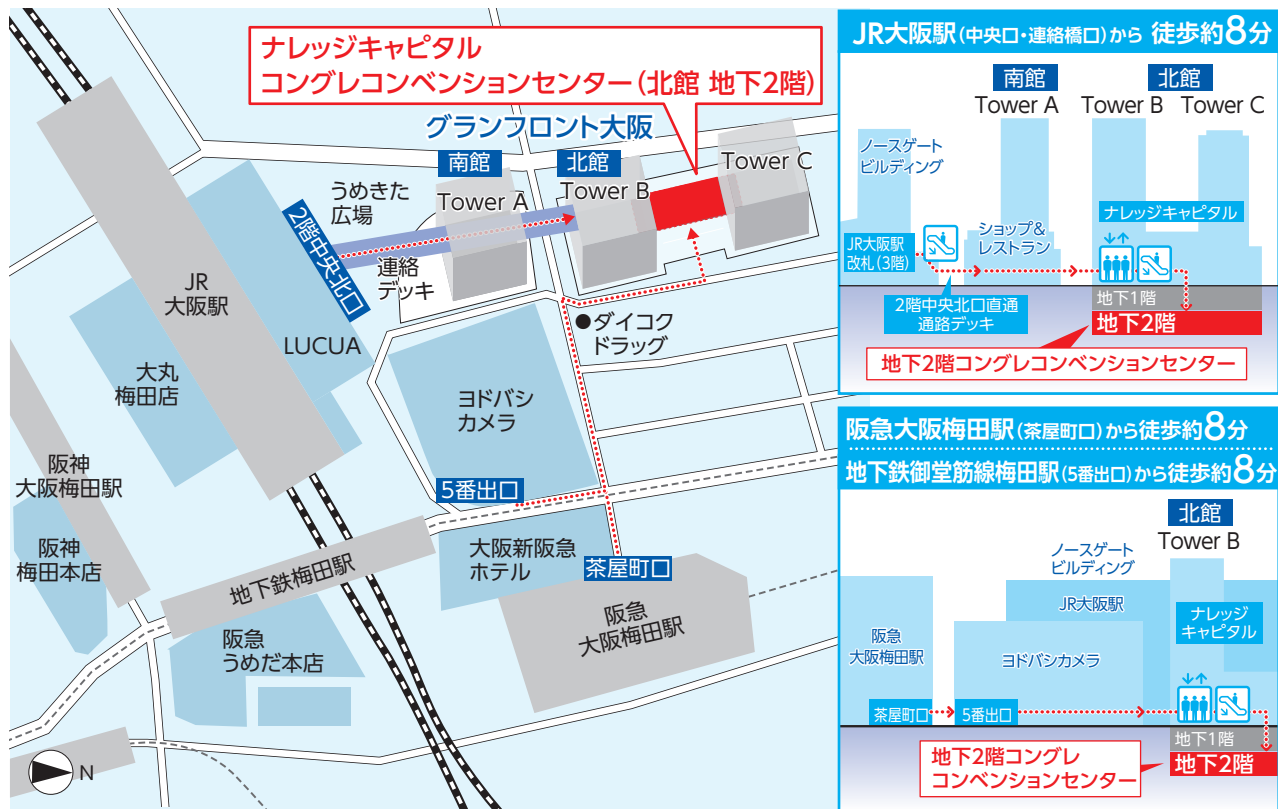
(注) 監査役 宮坂 泰行、安原 裕文、伊藤 ゆみ子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

MEMO

The page contains 19 horizontal dashed lines for writing, spaced evenly down the page.

MEMO

参天製薬株式会社 株主総会会場 ご案内図



日時 2021年6月25日 (金曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

場所 グランフロント大阪 ナレジキャピタル コングレコンベンションセンター (北館 地下2階)
大阪市北区大深町3番1号 電話: (06) 6292-6911

新型コロナウイルス感染拡大予防に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。
多くの株主のみなさまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。**議決権の行使は書面またはインターネット等で行い、当日のご来場は、株主さまの健康状態にかかわらず、お控えいただくよう強くお願い申し上げます。**
また、ご出席の株主さまは、マスクの着用などご自身および周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。今後の状況により本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じた場合は、下記ホームページでお知らせします。ご来場前に必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。当社ホームページ (<https://www.santen.co.jp/ja/>)

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。